

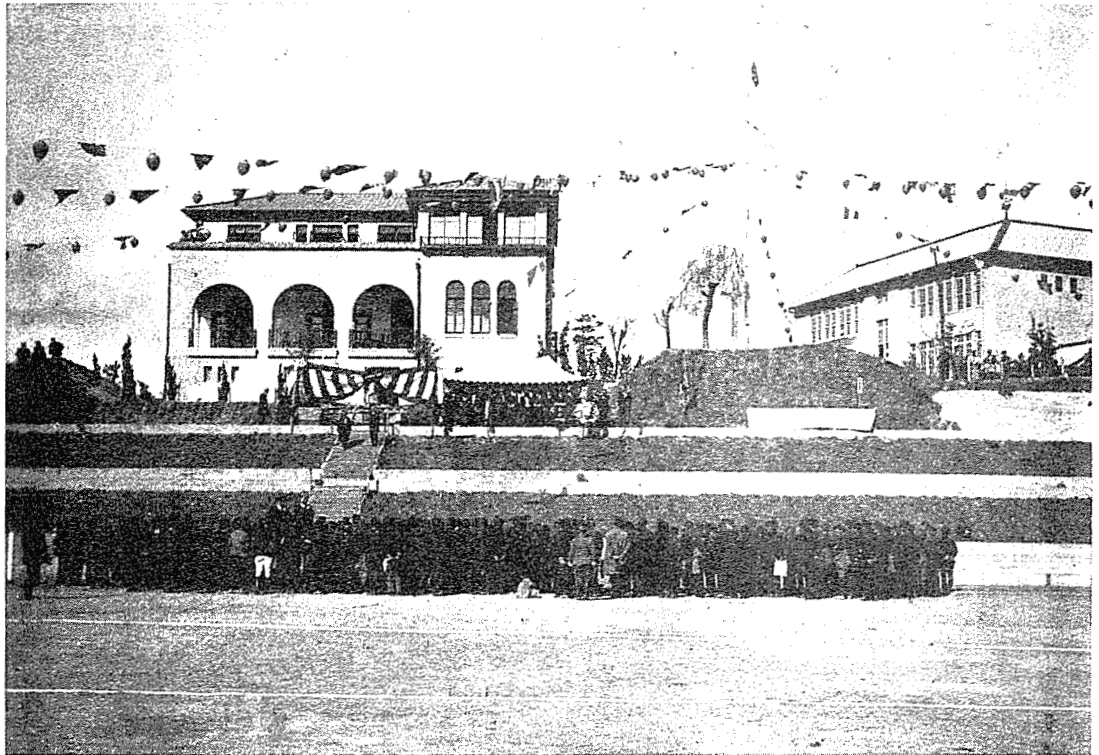
西關大學學報

第 三 三 三 號

昭 和 十 年 十 月

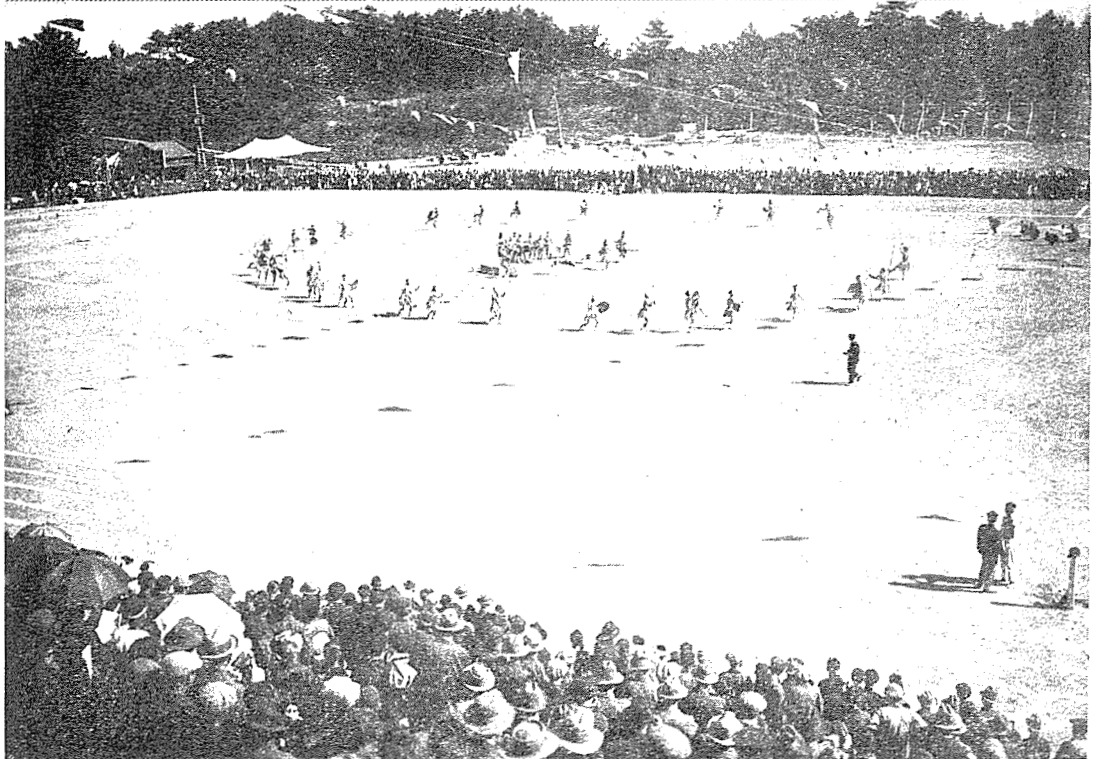
新重金主義の時代……………	正井敬次……………(一)
鳴飛莊雜詠……………	柳 延胤……………(七)
支那見學小記(續)……………	新町徳之……………(八)
浪華儒林傳「藤澤南岳先生」……………	石濱純太郎……………(四)
學 內 報……………	(六)
專門部第一部第一次試験—第十四回大學祭豫告— 松崎譯博士逝去—近業紹介	
校 友……………	(七)
朝鮮支部—大連支部—大三會東京支部懇親會— 動靜—住所移動	
大學祭の思出……………	(三)
學 生……………	(六)
關大スポーツ……………	(七)
新刊紹介……………	(元)

Yoshida



り踊人土(下) 式場開場動運大(上)

出ひ思の祭學大回一第



新重金主義の時代

教授 正井 敬 次

一、何故の重金主義ぞ

金と鐵とは、古來人類にとりて最も重要たる金屬であつたと云ひ得やう。鐵はその實質の故に、而して金は、ジョン・ロックの云ひしが如く、人類がそれに假想的なる價值を附與せしが故に。

軍備と工業とは鐵、而して軍國の資金には金である。而して國際間の貿易はある時代に於ては、それが國家的威力の商業であるが故に、かゝる時代には、貿易の目的はまた、多くの商品を結局に於て鐵と金とに換へることに存するものゝ如くに思はれる。斯の如き時代が古く數百年の昔に存在した。然るに歴史は繰返す、今日吾々の時代がまた、そのやうなる時代である。

鐵と金とに、政治と經濟の目的の一面が結び付けらるゝ時代、かゝる時代に對する豫言が、古ローマの詩人オヴイド(Ovid)が歌へるメタモルフオセス(Metamorphoses)の一節のうちに、含まれてゐなかつたとは、誰が云ひ得やうぞ。

寶を求めて人は坑を掘りぬ、最も深き縦坑に惡き者を誘はんとて神の隠せし寶なり。

禍の種なる鐵は夜より現はれ、更に深き禍と惱みを齎して黄金も出で來ぬ。

これ等と共に戰は生れ、二つの金屬はこれに武器を貸し與へぬ。

「科學的宇宙觀の變遷」寺田寅彦氏譯のうちより

オヴイドによりて、既に鐵と金とは、人類の最初の禍であり惱みであるとせら

れた。吾々によれば、併しながらそれ等がまた、現代の禍であり惱みであると云はざるを得ない。

鐵についてはしばらく之を措く、いま金について、それが現代の禍であり惱みである所以を尋ねて見ることにする。

蓋、重金主義(Bullionism)は重商主義(Mercantilism)を生み、而して重商主義は軍國經濟の下に育てられたと、云ひ得るが故に、重金主義は軍國經濟に關聯をもつものと云ひ得るであらう。そこで今日の時代を新重金主義の時代と稱するならば、今日の重金主義もまた當然に軍國的のものであると云はねばならぬ。然り、今日世界の各國が何故に金の問題を重要視するかと云へば、それは結局に於て戰爭を豫想するが爲に他ならぬ。金の蓄積は國民經濟の福利に關係するものではない。かくして、金は獨り軍國に於てのみそれが富である、と云つて差支がないであらう。

一國に金が豊富になると、それは貨幣數量の多きことを意味するものであり、従つて、それは經濟を好景氣に導くものである、と從來は考へられ來つたのであるが、今日には必ずしも左様には云ひ得ない。世界大戰後、何れの國に於ても日常の通貨としては金が使用せられなくなつた。この點より見て、金の豊富は通貨數量の増加であるとは云ひ得ない。併し金準備の増加は銀行券と信用通貨の數量をして増大せしむる原因であると、云ひ得ないではない。ところが、金準備と通貨數量との關係は、全然制度と貨幣當局の方針によつてそれが支配せられる。

金準備が少なくとも通貨數量は之を多くするが如き制度が定められ、金準備が充分であつても信用緊縮の方針が取られる場合、金準備と通貨數量との間に密接なる自然の關係が存在するとは云ひ得ない。かくして、金準備が多いが故に通貨數量の増加と好景氣とが當然に發生するものとは考へられない。右の如くにして金の豊富が貨幣數量の増加といふ徑路を経て國民經濟に幸するといふ考は誤りで

ある。

非生産的なる金を準備として之を多く積立てることが、國民經濟上不利益なることは分り切つた話である。そこで、一國に於て、外國より多くの金を買ひ之を準備金として蓄積するといふ方針が取らるゝ場合、それは右の如き不利益を敢てせんとする場合であるが故に、それは經濟上消極的なる政策が選ばるゝ際である。さればこそ、金準備の増加には寧ろ緊縮と不景氣とが密接に關聯すること、それが近時に於ける實際である。近年に於て、金を最も多く蓄積せる米國と佛蘭西とが、決して最も好景氣の國ではなかつた。

然らば何故に、例へば佛蘭西の如きは、金準備の保護に汲々としておるのであるか。金本位制度の維持、フラン貨幣の信用確保、金流出による經濟恐慌の警戒それ等の理由は一應は尤もらしく聞える。併しながら、今日佛蘭西の有する金は實に五十億弗（百七十億圓程）、英國の有する十五億弗に比して、その國民經濟上の必要と云ふ點よりすれば、法外に多き金額と云はねばならぬ。その過剰なる金の何割かの自由なる國外放出が、どうして佛蘭西の貨幣制度と國民經濟に危機を齎すものと云ひ得やうぞ。

元より佛蘭西はなほ金本位制度を維持し金輸出を自由とするが故に、表面上金について解放的態度を取れるものと云ひ得る。併しながら、一面金本位に對する國民の執着心を顧慮しながら、他面金準備の保護について種々人爲的の方策を講じつゝあるのが、佛蘭西の實狀である。

法外に多量なる金の蓄積は、實は佛蘭西の國民經濟をして貧しきものたらしめつゝある。またフラン貨幣の健全のためには、必ずしも左程に多くの金を必要とせない。然るに何故に佛蘭西は年々金に對する執着心を強めるのであるか。

それは畢竟、たゞ單なる重金主義的なる國民的意識の結果であると云ふの他はない。併しながら、斯の如き國民的意識の根源は何處にあるかと云へば、それは

國家の政治的危機即ち戰爭に對する危機に存するものと云はざるを得ない。

二、重金主義政策の今昔

「金銀の流出は國家の破滅である」と云ふが如き議論が眞面目に討はされしは英國に於てはリチャード二世の一三八〇年頃のことであつた。當時金銀の流出を防ぐために、貿易に對しては極端なる干渉が政府によつて行はれた。政策の眼目は、要するに國民をして外國に賣る以上のものを外國より買はしめないと云ふ點而して勘定の差額は金銀にて受取らしめると云ふ點にあつた。

即ち當時はリチャード・ジョーンズ (Richard Jones) の創案にかゝる取引平衡の制度 (Balance of Payment System) が、右の政策を代表せるものであるが、其制度によれば、政府は商人に命じて、一定金額の貨物の輸出に對して必ず一定量の金銀を輸入せしめ、又英國に向つて商品の輸出を行ふ外國商人に對しては、其商品代金を以て必ず英國の貨物を購置せしめる、と云ふのであつた。

右の如き重金主義の政策は、元より其後十七世に亘つて重商主義の貿易政策に繋がつてをる。即ち重金主義の取引平衡制度は、重商主義の貿易平衡制度 (Balance of Trade System) にまで成長せしものと看做し得る。たゞ兩者の異なる點は、前者が個々の取引に干渉を行ふことによつて、金銀の受取勘定を多くせんとするに對して後者は一般的なる方策によつて右と同一の目的を達せんとすることである。

右によつて見れば、實は重金主義と重商主義とは必ずしも之を區別することを得ない、兩者はその目的に於て同一である。而して、それ等は共に軍國經濟にその基礎を持つ。

然らば、今日世界各國の經濟については如何であるか。既述の如く各國の經濟は一般に重金主義的思想によつて掩はれてをる。貿易政策については如何であるかと云ふに、元より十四世紀の英國に行はれし重金主義的の政策の如きは、それ

が其まゝにては今日に於て行はるゝに困難である。併し個々の取引に對する制限と云ふが如き、往時の重金主義的なる政策が、個々の國に對する貿易の平衡と並に一般外國に對する貿易の平衡を目的とする重商主義的なる政策と共に、今日の各國に於て行はれてをる。

多くの國に於ける金輸出の禁止は、一面に於ては爲替相場引下による貿易上の利益を目的とするとは云へ、他面に於ては、それは「金の喪失は國家の破滅である」と云ふ重金主義思想に基づくものである。

其他今日の貿易政策に特異のものとしては、輸入割當制 (Quota System) 及び交換貿易制 (Barter System) などの方法が存するのであるが、それ等は果して重金主義に關係のなきものであらうか。

まづ輸入割當制とは、第一には輸入先の諸外國に向つて、當方の輸出量に對して均等に又は比例的に輸入の數量を割當て、それ以上の輸入を禁ずるの方法、第二には内國の輸入商に對して各自の輸入數量を一定の割合に制限する方法などであるが、その前者は國別 (對外的) 割當と云はれ、後者は人別 (對內的) 割當と稱せられてをる。單に關稅の引上によつて輸入を防遏すると云ふことは、外國の爲替相場下落が甚しき場合、實行に困難なる方法である。加之、一般に關稅政策による場合、直接かつ確實なる輸入數量の制限は之を期待し得ない。斯の如くにして、國際貸借の悪化と正貨の減少とを防止する爲に考案せられし貿易政策が、この輸入割當制である。

右の如き輸入割當制は爲替の管理に直接の關係を持つ。例へば人別の輸入割當については、輸入商に對して信用狀又は爲替の買入を制限することによつて、割當を實行する場合の如きである。我國の外國爲替管理法にも、外國爲替及び信用狀の買入について、政府は之を制限又は禁止することを「得る」ことになつてをる。併し今日我國にては、普通の商品貿易に關して必要な爲替又は信用狀の買

入は、何人に向つても、實際上制限も禁止もせられてをらぬ。幸に我國は輸入割當制の如き重金主義的なる貿易政策を實行するの必要に迫られてはをらぬ。歐州にては多くの國が之を實施してをるが、一九三一年より實行せられたる佛蘭西のこの制度が、最も完全にして且つ徹底的である。

次に交換貿易制とは、物々交換 (Barter) に其名稱を取つた制度であるが、其は決して原始的なる意味の物々交換ではなく、たゞ商品の數量を標準として、其の何程を買ひ何程を賣るやの協定を行ひ、又は商品の價格について貿易の金額を協定すると云ふが如き方法に過ぎない。かくして、バーター・システムも要するに、一種の輸入制限制度なるに過ぎないのであるが、輸入割當制が偏面的なるに對して、それは雙方的であるといふ差があるのみである。即ち、バーター・システムは雙方に輸出と輸入とが存する二國間に、特定の商品について、輸出と輸入との數量又は金額を協定するの制度である。

右の如き現代に特殊なる貿易政策を、單に重金主義的政策であると云ふは、蓋し狭き言ひ方ではある。併しながら、世界の平和が疑はれ、各國の經濟が閉鎖的となるとき、各國の經濟政策にありては、永久的なる産業政策よりも、當面の金融政策に向つて、より大なる注意が拂はれる。かくして、今日に於ける貿易政策は實は其の内容に於て國際貸借を有利にするための金融的政策であるとも云ひ得る。右の如くにして、今日の貿易政策は終局に於て重金主義的のものであると云つて差支がない。

三、重金主義と世界産業の停頓

貿易上、自由主義がよいとも統制主義が悪いとも、それは實は理論的には何れとも云ひ得ざる問題である。理論が制度を作るのではなくして、事實が政策を導くのである。世界各國が國家の保強工作に忙しき時代には、國家主義的なる保護

又は統制の政策と重商主義的政策とが一般的である。之に反して、平和と産業繁榮の時代には自由主義的政策が認容せられる。今日は後の時代ではなくして、唯かに前の時代である。而してそれは、産業不景氣と重金主義の時代である。その何れが原因であり何れが結果たるやはこれを知らない。併し重金主義の影には、産業の不景氣と停頓とがこれに伴ふことは確かである。

自由貿易主義の國際分業の利益は、如何なる時代に於ても疑はれ得ざる眞理である。閉鎖的なる自給經濟に於ては、例へば各個人の經濟について見るに、各人は何事をも自ら之を成すが爲に多くの時間を要し、而も何事をも完全には成し遂げ得ない。然るに、分業は各人を解放して各自の長所とする仕事に向はしめる。かくして、社會的に見れば、時間と努力とが節約せられ、生産の能率は大きくせられる。これを國際間の産業と貿易とについて見るも同様である。斯の如きは蓋し經濟學のイロハである。

重金主義的なる今日の貿易政策は、國際分業の原則と相容れない。然らば何故に、今日各國は國際分業の利益を放棄するのであるか。蓋、國際分業は利益は利益であるが、併しそれは永久的なる産業政策の上より見てのことである。當面の國際貸借よりすれば、免に角輸入の制限と輸出の増進とが利益である。然るに當面の問題としては、輸出の増進は早急に之を實現せしむるに困難である。かくして各國はたゞ輸入の制限に向つてのみ力を注ぐ。

重金主義的なる貿易政策に於ては、永遠の計としての國內産業の保護なり助長なりが考へられない。かくして、唯々當面に於ける國際的債務の減少をのみこれ事とする重金主義政策の下に於ては、國內産業の發達はこれを期待することが出来ない。斯の如きは各國自ら之を知る。而もなほ各國が永遠の産業政策に留意するを得ざるは何故かと云へば、それは各國を脅かす所の政治的不安が、各國の經濟をして悠久的なるを得ざらしむるに由るものと云はねばならぬ。

例へば、ダンピングの問題について之を見るに、今日に於ては、爲替ダンピングとかソシヤル・ダンピングとかの、某國の經濟事情に基く一般的なる廉價輸出が問題とせらるゝことが多くして、ある特殊の商品についてのダンピングが問題とせらるゝことが稀である、これ蓋、ダンピングを問題にする筈の國が、特殊産業の保護について格別の注意を拂つてゐないが爲なるか、又はある一種の商品に對してダンピングを問題とするが如きにては、到底國際貸借の改善を計り得ざるが故に、全般的なる輸入の制限に向つて輸入割當制の如き政策を用ひるを賢明と考へるが爲かである。

蓋、個々の商品に關するダンピングは、其は輸出國の側について云へば、保護と獨占との結果として多く發生するものであり、輸入國について云へば自國産業保護の爲に之を問題とするものに他ならぬ。併し一面より見ればまた、ダンピングは國際的なる産業的自由競争の產物である。各國が永遠の策としての産業の保護と奨励とに留意せざる時代には、個別的なるダンピングの問題は、多くは起り得ざるものである。今日各國は謂ふが如き状態にある。かくして、今日は世界的に産業停頓の時代であると云つてよいであらう。

以上の如き世界の情勢の下に於て、獨り我國は重金主義的貿易政策を取ることの最も少き國である。是に於てか吾々は、此間に於て我國が産業進歩の世界的水準に於て幾分その地位を向上せしめ得るものと、斷言して差支ないと信ずる。

四、重金主義的なる貨幣政策

次に、轉じて、物價又は景氣の安定（又は回復）に關して用ひらるゝ貨幣政策に於ては、重金主義が如何なる形に於て現はれておるかについて、一言を費すときは如何であるか。

擴き意味にての貨幣政策には種々のものがあるが、主としてそれは、

貨幣の本位價値の變更といふことを手段とするもの（例へば純金二分が一圓と定められしものを一分が一圓とするが如きこと、即ち金平價の變更）と、金利其他の方法によりて信用の統制を策するものとの二種とすることが出来る。

金利政策について云へば、大體に於て高金利政策は重金主義的であり、低金利政策はさうでないといふこと云つてよい。蓋、前者は海外よりの投資を誘ひ又は海外への資金流出を防止し、以て投資關係の國際貸借を有利ならしめ得るが故である。是に於てか、重金主義の支配せる國に於ては低金利政策が取らるゝに困難である。

佛蘭西の如きが其例に該當する。然るに産業の回復に向つては低金利が有効であること云ふまでもない。それにも不拘、不景氣に惱める佛蘭西が低金利政策を取り得ないのは何故かと云へば、それは金準備保護のためであると云ふの他はない。かくして、種々の意味に於て、佛蘭西の經濟は金のために壓迫せられておる。

金利は、貯蓄に對する限り、それは極度に低歩にて差支なきものである。また金利が安いからとて、終局に於ては、決して貯蓄が減少するものではない。かくして、企業利潤が減少せる不景氣の際には、社會は企業家に對して低金利の恵みと與ふことが、充分に可能である。併し、重金主義的政策によれば、右の如き場合と雖、低金利政策が取られ得ない。

重金主義と金利政策との關係は右の如くである。然らば次に、貨幣政策のうちの本位價値政策に對しては、重金主義は如何なる影響を與へるか。

重金主義的なる本位價値政策は、私によれば、一九三四年一月の北米合衆國の貨幣制度改正に於て現はれた。

北米の貨幣制度改正は、二つの異なる意味に於て、それが重金主義的であつたと云ひ得る。一は即ち、それが國內に於ける金の生産を助長する意味のものであつた點に於て、二にはそれが、金が物價を支配するとの觀念に基くものであつた點に於て、但し其後者は、貨幣論にて所謂「金屬主義的」の思想に基くものと見

るが正しいのであつて、本論にて私が言ふ重金主義的なるものとは、少しく意味を異にするといひ得るかも知れない。併しそれはある意味に於ては兎に角重金主義的である。そこで、私は北米の貨幣制度に於ける、以上二つの意味のものを共に重金主義的と見て、而して其各々について次に話を進めることにする。

一九三四年一月の北米の貨幣制度改正は、弗の金分量を從來のものに比して、約四割一分だけ減少せしめると云ふ、所謂平價切下の方法によつて行はれた。平價切下は、之を適に云へば即ち貨幣單位を以てする金の價格の引上である。そこで分り易く云へば、右の場合合衆國政府は、政府に於ける金買上の價格を、從來の純金一オンスに對する二十弗六七仙を、三十五弗に引上げた、と云ふことである。

北米の貨幣制度改正は、物價引上又は景氣回復を目的として行はれた。然らば金買上價格の引上が果して景氣の回復を將來し得るものであるか如何か。重金主義的理論によれば、金價格の引上による金生産の増加、従つて政府に於ける金在高の増加は一般物價騰貴の原因となるものと云ひ得るかも知れない。併しながら、吾々の考によれば、増加したる金を外國に向つて放出し、之れに依つて生産的なる物資を輸入してこそ、經濟の繁榮は期待し得るが、金をたゞ蓄積するのみにては景氣の回復には役立ち得ない。然るに合衆國の政府は後の方法によらんとするものであつた。

右の如くにして、合衆國の金價格引上政策は、經濟の根源に徴せざる重金主義的の政策であつたと云はねばならぬ。

次に合衆國の貨幣改革に於ける第二の點については如何であるか。それは要するに、金の分量そのものが貨幣購買力の大きさを現はすものと見て、而して弗に於ける金分量の削減は即ち弗の購買力を小ならしむるものであり、弗の購買力の減少は即ち一般物價の騰貴を結果する、との理論に基くものであるが、斯の如き根

據に立つ所の貨幣政策が果して景氣回復の目的を達し得るものであるか如何か。

ある學者の研究によれば、世界大戰前の七十年間程に亘りては、世界に於ける金の存在量と一般貨物の生産量との割合の變動が大體に於て一般物價の變動に一致すると云ふ關係が存在したと。これは即ち、金の他物に對する價値の變動が物價の變動に相ひ伴つたと云ふ意味である。然るに斯の如き狀態の下に於ては、金の分量が貨幣單位の購買力の大きを現はすものと云ひ得るのである。

然らば近年に於ける狀態は如何であるかと云ふに、世界戰爭以後、金の價値と物價との關係は大に亂れてをる。加之、一九三〇年以後今日迄の數年間に於ては金と物價との關係は從來とは逆である。從來は金の存在量の大なるときは物價は高いと云ふ關係が續いたのであるが、最近にては金の在量は大に増加したが物價は下落してをると云ふ狀態である。是に於てか、斯の如き時期に於ては、貨幣單位の金分量を減少せしむることによつて一般物價の引上を圖ると云ふが如き合衆國の貨幣政策の如きは、大なる時代錯誤であると云はねばならぬ。

以上要するに、私によれば重金主義的なる貨幣政策は、それが金利の調節による信用政策であれ又は合衆國の試みしが如き本位價値政策であれ、それ等は決して景氣の回復に向つて眞に有効ではあり得ない。

五、重金主義よりの解放

世界の經濟は今日重金主義によつて禍ひせられてをる。然らば吾々は如何にせば、この金の重壓よりして解散せられ得るのであるか。具體的に云へば重金主義の癆は今日佛蘭西と北米合衆國とに固まつてをる。そこで、實際的には、右兩國がもし各自の經濟政策に於て反省する所があるならば、必ずや世界の經濟は明朗化するに至るであらう。併しながら、結局右の如き反省が期待し得られないと云ふ譯は、殊に佛蘭西について云へば、其國に對外的なる政治的不安が存在するが

爲である。

右の如き政治的不安が存在する限り、たとへ幾多の國際經濟會議と經濟協定とが企畫せられやうと、それ等によつては根本的に重金主義が解消し去らるべきものではない。かくして究竟は、若し國際間に於ける政治的不安を除去する方法が、今日に於ては容易に求め得ないとするならば、いつの日までかは知らず、世界は此まゝ、重金主義の流れに従はねばならぬ情勢にある。

昭和十年高文筆記試験合格者

司 法 科 (十八名)

今 井 勝(昭五 専法)	岡 野 一 隆(昭九 専法)
河 内 兼 三(昭九 大法)	武 田 太 七(昭七 大法)
竹 澤 喜 代 治(昭九 大法)	田 上 義 智(昭七 専法)
竹 内 猛(昭八 専法)	高 橋 文 惠(昭八 専法)
中 藤 幸 太 郎(昭七 専英)	山 田 敬 毅(昭五 大法)
青 木 治(昭一〇 専法)	岸 川 敬 喜(昭八 専法)
宮 崎 忠 義(昭八 専法)	宮 本 新 太 郎(昭一〇 専法)
嶋 原 三 治(昭七 専法)	門 田 儒(昭六 専法)
森 本 正 宣(昭一〇 専法)	鈴 木 一 郎(昭一三 専商)
行 政 科 (九名)	
池 田 要 二 郎(昭一三 専商)	井 上 和 夫(昭一四 専商)
中 島 一 郎(昭一三 専商)	村 重 實(昭九 大法)
山 本 幸 雄(昭九 専法)	藤 原 隆 一(昭四 専法)
福 田 信 一(昭四 専法)	小 林 英 二(昭九 大法)
宮 崎 忠 義(昭八 専法)	

鳴飛莊雜咏

講師 柳延胤

○贈源月溪老大師

消滅生成萬象常 盛衰榮辱不能量
自今休說陶猗業 無一物中無盡藏

○奉賀 鳳林軒老大師等持院普山 于時乙亥清明節矣

法幢閃々映朝陽 六百春秋古道場
大鳳飛來山上住 自由禪此樹宗綱

○讚 銘酒桃正宗 于時乙亥元旦

一盞在仙鄉 芳醇耐舉觴
塵煩何處去 知是酒中王

○贈 卜部氏(同氏 桃正宗釀造元矣)

桃源醞釀神仙酒 正覺一杯玉母壽
知是東瀛無比醇 宗家隆運與年久

○室石桃蘭氏送別棋會閑席詞 于時乙亥三月下浣矣

人生滿別離 哀痛不知辭
忘了世間事 請君一對棋

○同席上詞

同志自今無一人 對秤離恨一層新
請君放了塵寰事 一局棋終更一巡

○同氏送別宴席上語

相識以來已拾年 追懷往事思纏牽
別辭切々人腸斷 離恨更深今夕筵

○與某生 于時乙亥五月十九日矣

不遇菲才豈足傷 一心一事費商量
愚人必到賢人域 則認優好拙劣亡

○贈 興源禪寺副住江菴和尚 于時乙亥入梅後三日

南風拂々滿禪牀 眼界無塵心自涼
二豎來侵如不識 大雄山上坐薰香

○夏日偶成

烈白銷金七月天 火雲返照土生煙
涼窓日日爲何事 閑曝古書枕臂眠

○次 向軍治先生之高礎 于時乙亥九月四日矣

衆愚赴處率雷同 坑火盛時正論空
唯見先生超俗說 獨留異彩腐儒中

○上 鳳林軒老大師(開筵善巖集提唱於拙宅之時) 于時乙亥九月二十日矣

幽玄妙境絕言詮 彈指濶開唯有禪
老漢提撕親切下 不傳衣鉢我長傳

○閑適 于時乙亥仲秋

生平最愛葛天民 閑對棋枰避俗塵
浮世歡娛何過此 宜哉博奕屬仙人

○與某君 于時乙亥九月下浣矣

酌酌先天眞 微醺即可人
請君休暴飲 須重有爲身

○贈 關山棋仙 于時乙亥九月二十五日矣

下子隨棋理 虛心只對枰
輸贏何敢管 所樂在幽情

○醉後言志 于時乙亥九月二十九日矣

經世牧人同是仁 浮名元是似浮塵
吾生何望封侯事 欲送學闈百歲春

支那見學小記 (續)

教授 新町 德之

一 序言

二 下關・門司・長崎

三 天津・青島・濟南・曲阜その他

四 北平・鄭州・開封・洛陽その他 (以上既載)

五 上海・蘇州・杭州・寧波その他

六 南京・鎮江・安慶・九江その他 (以上本號)

七 南昌・漢口・武昌・漢陽その他

八 福州・廈門・廣東その他

五、上海・蘇州・杭州・寧波

上海 北緯三十一度十五分、東徑百廿一度二十九分の地位で、神戸を午前十一時出帆、翌日午前九時、長崎寄港、午後一時長崎出帆、その翌日午後四時前後にははや上海につきます。上海は滬江・申江とも云ひ、人口二百六十七萬、(世界第十位)楊子江の一支流、黃浦江の左岸河口から二十一料の上流に位し、蘇州河即ち吳淞江に跨る中支那の大支鬮で禹貢の揚州の内、春秋時代には吳に屬し後、越に屬した。戰國には楚の相、春申君の封邑だった。宋の熙寧七年に上海鎮、元の至

元二十九年に上海縣が設けられたのが上海の名の起りらしい。市は共同租界・法租界・閘北・城內・南市及び浦東にわたる。共同租界は東區・北區(英租界)・中央區(英租界)・西區(新租界)の四區に分れ、中央區は上海目抜き商業地、北區の百老匯路及び西華德路は東區の揚樹浦路と會し、此處には紡績・製絲・船渠・鐵廠等各種の工場集り、今や蘇州河上流地方と共に、上海の工業地區である。日本總領事館は共同租界北揚子路にあつて大使館事務所がその内にある。法租界は共同租界と城內との中間に位する。城內(上海縣城)は明嘉靖三十二年、倭寇防禦の目的で周圍約五料の城壁を築き七門を設けた。その後の上海は「縣志」嘉靖癸丑、島夷內訌、閩閩湖廢、習俗一變、市井輕佻、十五爲一、家無擔石、華衣鮮履、架豔者舞、智告訐、或故殺、所親、以人命、相傾陷、聽者不察、素封立破、右族似、侈靡、爭雄長、燕窮、水陸、宇盡彫鏤、穢獲多至千指、屢養輿服至陵轅。とある。こゝの島夷とはいふまでもなく倭寇をいふのである。これで明末の近代都市上海の狀況の推測が出来る。また去年倭奴劫上海、今年響臨臨、姑蘇、橫飛双刀亂使箭、城邊野草入血塗(王問

彼倭行)の詩は上海・蘇州あたりの倭寇の勢力をうたつたものだ。尤もこの倭寇の大部分は支那人であつたことは史書に明かである。

一九一四年城壁を撤去し外濠を埋めて道路となし電車を通したが未だ純然たる支那式の市街である。南市は縣城の東南、黃浦江に沿える狭長な地域だ。閘北は蘇州河畔から租界線に沿うて東北、寶山縣境に至る區域で上海中の新開地。浦東は黃浦河の右岸にある工場倉庫地なるが往昔は田圃相連なり蒞藪叢生したりし處だつた。上海は一八四二年、阿片戰爭の結果、外國貿易のため解放せられしより急角度の發達を遂げ、支那第一の貿易港たるのみならず文化交通及び工業の大中心たるに至つた。

輸出品は生絲・柞蠶絲・棉花・製茶・其他豆類・生卵・牛皮・羊毛等を主とする。上海の近代的工業中最も盛大なのは綿絲紡績・絹絲紡績・造船・製布・製粉・製紙・製煙・出版・石鹼・硝子・燐寸等で綿絲紡績工場二十二の中内外綿・日華紡織は日本人の經營である。この内外綿會社の第十二工場の中業職工が民國十四年五月五日に同盟罷業を始めて「顧正紅事件」をひきをこしそれが次第に大げさになつて遂に「五・三〇事件」といふ大規模な執拗な乘徒雷起となつて廣東・香港までも波及したことは十年後の今日でもゾツとする程である。

當港から他の諸港に至る漚數。青島四百十、芝罘四

百八十、大連五百三十、營口七百、天津七百二十、寧波百三十六、温州三百三十、福州四百八十、廈門五百七十二、仙頭六百七十八、香港八百三十五、門司五百五十だ。上海から南京・九江・漢口・長沙・宜昌・重慶・成都・青嶋・天津・北平・洛陽・福州・廈門・廣東などに至る航空路は中國・歐亞兩會社で經營。公路（自動車路）

は上海から滬粵公路一千七百七十九哩、上海・杭州・玉山・南昌・長沙・衡山・贛州・大庾・南雄・韶關・仙頭・廣東といふ順だ。街路は共同租界の南京路及びバンドの北部に於ける木道路最も優れ、濠洲産のジャラ木を敷き風吹けども埃立たず、雨が降つても靴を濡さずといふ清潔さ。家は洋風・支那風の兩様で洋風の大建築物は主としてルネッサンス式である。公園の外人専用に係るものには公園あり。新公園・虹口公園等がある。バンドの遊園にはロバート、ハートの銅像パークス公使の銅像・平和記念塔などがある。氣候は大陸的で夏季酷暑を覺ゆるも、概して溫和で十月・十一月・十二月は一年の氣候中最良期を成し、一・二月は屢々降雪を見る三月・四月は春の氣分。上海の西南、霞飛路の並木道の徐家匯は天文臺のある所。此の天文臺は明代の基督者、徐光啓の創建した天主堂内にある。同治十一年創設、光緒二十七年の再建で、新臺は舊臺の西に位し、現今、觀象臺と稱せらるゝものである。茲には孤兒院もあり、博物館もある。その附近に東方

自然科学研究所・東亞同文書院・南方大學などがある。上海では是非みるべきものは市の東北五哩にある上海市政府である。それはこの國の新興氣分の一端がうかがはれるからだ。市政府を中心として「新上海」が「大上海」が創造せられるからだ。體育場・圖書館・博物館・衛生試驗場等を始めそこの赤瓦の文化住宅を諒觀すべきであらう。

日本陸軍隊本部の前を少し北進して上海神社に御詣りして後に上海事變の跡を憑吊したり友達から當時の實狀を聞いたりと誰でも感激し興奮するのである。上海の文化は國際的といはれてゐるからその本質を認識し鑑賞し、批判することは恐らく出來ぬことだらうと思ふ。顧ふに支那現代の文化運動の中心は北平でなく、南京でなく斷して上海にあるべきであらう。で私の本質直観は民國の將來の姿は上海によつて象徴されてゐると感づいたのです。而してこの文化運動は一面に國際的色彩の多分にあることはいふまでもない併しまだ「支那的」なるものが永劫な偉大な底力ある存在を占め得てゐることを看取すべきであらう。よく人が「中國那裡去？」（支那は何處に行く？）といひますが支那は何處にも行かない、矢張り支那は支那に行くので支那は支那へとかへるのであると私は考へます。この意味に於て上海の文化視察は大きな將來性があり、重要性をもつてゐる。

吳淞 上海北停車場から滬甌鐵道で約十二哩、黃浦江の左岸に沿ひ戸數三百の小市街なるも黃浦江の咽喉を扼し遠洋航行汽船の碇泊地たるを以て其の名夙に著はる。而して之を開放し、諸外國との通商を營むに至りし以來曾て危難たりし沿岸一帯の地には新市街の基礎工事を完成し、車道及び排水等の施設を敷備し漸次發展の域に向つてゐる。吳淞から杭州に至る百八十餘哩の海岸全體を引き廻した大堤防がある。海塘といはれて大運河や萬里長城と並稱せられ大土木である。

普陀山 上海から支那招商局の船ですぐに行ける。寧波からも小蒸船がかよふ。安徽の九華山・四川の峨嵋山・山西の五臺山と共に四大山と稱せられてゐる名山で杭州灣口に羅列する列嶋中の一嶋で觀音の一大靈場だ。全嶋みな伽藍・住者悉く僧侶といはれて海天佛國の稱がある。茲には五代の梁貞明二年（醍醐天皇、延喜十六年）日本の僧、慧鑄といふが五臺山から觀音の靈像を紫竹林に移して所謂「不肯去觀音」の因縁を残してゐる。このことは第九十六代、後醍醐天皇（一九七八―一九九九）の元亨二年（一九八二）の虎關師練著「元亨釋書」にもその記述がある。

寧波 一に鄞といふ。杭州より約百哩、上海より海路百三十哩、甬江の下流運河との會點に位し、滬杭甬鐵路の終點をなす、此の地、唐代の明州で日本からの遣唐使・留學生・留學僧の支那に遊ぶもの皆この地の上

陸した。かの阿部仲磨が故郷忘しがたさで歸朝の途に
茲から船に上つて「青海原ふりさけみれば春日なる三
笠の山に出でし月かも」と咏んだのは有名な話だが可
愛そうにも、仲磨は難船のため遂に歸朝の志を果さな
かつた。それから明代には葡萄牙と通じ清朝になつて

一八四二年の南京條約に依つて廣東・廈門・福州・上海
と共に開港となつた。上海に送る生魚供給の中心地で
人民勞に耐へ、賈を善くす、上海と共に浙江財閥の本據
だ。人口約二十六萬、市街は府城・外國租界及び支那
市街に分かれ、府城は一に甬城といひ甬江の左岸にあ
つて、運河を隔て東北の方外國租界と對し、周回約八
料、高さ八米の卵形城壁を繞らし五門を備ふ。天寧寺
は八層の高塔で名高い。因に布袋和尚は寧波の附近、
奉化の人だつた。

餘姚 は寧波會嵒江線の一小驛で人口は四萬、棉花・
醬油を産し海岸地方は鹽魚の利ありといふ。王陽明・
朱舜水・黃梨州等の大家を出した處で王文成公（王陽
明）祠は附近の鑑山にあるから頗つづくべきである。王
陽明の學説は近江聖人によつて日本に移植せられ、朱
舜水は日本に來て水戸學の一源流となつた。若し夫れ
黃梨州に至つては明末の忠臣、劉戡山を師とし「明儒
學案」・「宋元學案」・「黃百家纂輯・全祖望修定」その他の
著作があり皆つては監國魯王の命を奉じて日本の援軍
を求むるため長崎に來たことがある。「日本乞師紀」

一卷・「海外勸哭記」一卷はこの際の記録だ。そして
萬斯大・萬斯同・邵晉涵・全祖望・章學誠らによつて祖述
せられた所謂「浙東學派」の祖である。

紹興 曹娥江から乗り心地よい乗合自動車によつて
行ける。船便もある。此地、浙東大運河に沿ひ產業頗
る盛也。老酒・錫箔・絹布は主産物だ。人口四十萬。越
の會稽の地。紹興は家も人も自然も純粹支那のまゝだ
から是非、一二日、宿つて觀察すべきであらう。そし
て左黨の仁は醉蟹をつゝいて老酒を飲むことを忘れな
いよう。附近に宋六陵・禹廟・蘭亭などがある。水の清
らかな運河の小船によつて御詣りするがよい。なほ現代
支那文學のある方面を代表してゐる周樹人（豫才即ち
魯迅）周作人（啓明）兩氏はこの地の生れである。い
ふまでもなく兩氏は兄弟でその下に周建人といふ弟が
ゐる。今、魯氏は上海、周作人氏は北京に居られ何れ
も日本仕込の日本文學通でもある。周作人氏は徐祖正
氏と共に北京大學教授で共に日本語の教授をしてをら
れ、昨年うちつれて日本に來られたことは誰も知つて
ゐる。

錢塘江 は一に浙江といふ。「史記」始皇本紀に「三
十七年浮江下。過舟陽。至錢塘。臨浙江。水波惡。乃
西百二十里從狹中渡」とあるのはこれである。今で
も渡し舟がある。舟と一緒に乗つた人丹（日本の仁丹
まがひの藥）屋から藥をかつてきて眼を放つと四方の

景色が何ともいへぬうつくしさ。錢塘江の大潮は江南
第一の偉觀で毎年陰曆八月十五日が一番見頃であるそ
うな。

浙江を中心として清朝の經學派を東西に分け、東を
浙東學派といひ西を浙西學派といふ。浙西學派は顧炎
武・閻若璩・胡渭等によつて提唱せられたが後わかれて
吳派と皖派との二大支派を形づくつたのは清朝思想史
の一偉觀である。

江戸文學と交渉ある一剪燈新話一の著者、瞿宗吉は
錢塘の産だ。

杭州 浙江省の首都で上海の西南、滬甬鐵路にて約
百十八哩、急行五時間。錢塘江下游の北岸にあつて大
運河の終點。人口三十萬。南宋的都だつた「臨安」は
茲である。市街は城内・城外の二區に分かれる。府城
は東西に狭き不整長方形の碑壁を繞らし、十門を備ふ
別に數箇の水門がある。城内は上城・南部・中城（中
央部）・下城（北部）の三區に分かれ、上城が最も股脈だ
城外即ち湖壘は府城・武林門外約三料、大運河の最南
端に接する拱宸橋一帶の稱で下關條約に基づき、蘇州
と共に開港せし所である。運河に沿へる支那街の北に
各國租界及び日本租界がある。その日本租界は甚ださ
びしい。之に反して日本領事館は北山路の張公祠の上
にあつて西湖の全景は一望の中だ。物産の主なもの
絹絲・絹布・麻及び茶等で、是等の輸出はさかんである

城西の西湖は周圍八軒弱。蘇州太湖の雄大はないけれども支那著名の勝區で、城内上城の吳山即ち城隍山と相對し、十勝を以て知らる。十勝とは蘇堤の春曉・曲院の風荷・平湖の秋月・斷橋の殘雪・兩峰の挿雲・三潭の印月・雷峯の夕照・南屏の曉鐘・柳浪の聞鶯・花港の觀漁を云ふ。或は三十六名蹟或は七十二勝を數える。

名高い御寺が澤山あるうちに南山慧日峰下の淨慈寺は臨濟宗で五代の顯德元年、吳越王の勅建で忠懿王は慧日永明院と號し、衢州から道潛禪師を迎へて第一住とした。第二住は延壽で宗代の大作「宗鏡錄」百卷の著によつて唯識・華嚴・天臺等の諸教學を綜合しその綜合の實際を禪と念佛との融和の上に置いた。寺には日本道の道元禪師の師だつた如淨禪師の墓がある。

蘇州 戰國時代、吳の國都たりし地で一に吳ともいふ。鐵路南京から百三十九哩半。上海から五十三哩半。大運河と蘇州河との合流點にある。停車場近くになると高く聚えた北寺の塔がすぐ眼につく。府城は長方形で南北五軒六、東西四軒あり、城壁は周圍三十軒、高さ八米半、六門の設がある。運河縱横に通じ、道路には到る處雅味ゆたかな石造穹窿狀の鼓橋を架し、所謂姑蘇三千六百橋「水の都」たるの面目は此にある。繭・絹・絲・絹織物・蠶等を産し、繭の取引高一年三百萬兩に上ると云ふ。人口五十萬、市の内外には、採蓮渚・寶帶橋・無量殿・孔子廟（境内に石刻宋圖がある）、「地理圖」

と題し南宋の淳祐七年の建立・滄浪亭・玄妙觀・北寺塔・留園・寒山寺・楓橋・虎邱・姑蘇山・靈巖山・天平山・陽山・太湖等の名所舊蹟がある。民國人は「上有天堂地有蘇杭」とて、抗州と共にその勝景を自慢してゐる。

太湖は江蘇・浙江の二省に跨り、五湖（太湖・莫湖・黃湖・游湖）とも云ふ、周圍凡そ四百三十軒、面積約二千六千方軒、南北四十八軒、東西六十四軒水最多し、湖中に東西の洞定山を始め島嶼分布し、菰帆其の島影を縫うて、走る處はまるで畫圖そのものだ。古來三伏炎暑の候、舫を賃して茲に悠遊自適するもの少からず。舟楫の便・漁業の利共に多し。してその河と湖との水は清冽で「水の都」といふ感じがする。蘇州河から小蒸汽で上海に下るとその感じが十二分に味ははれる。それから日本租界には櫻が植えてある。花時に行つてみたい。

今、蘇州には嘗て日本に居られて孫文・黃興と革命三尊といはれた章太炎先生と閉關生活で名高い報國寺の釋印光老師とが住んで居られる。因に蘇州に起つた「浙西吳派」に屬する學者に惠周揚・惠士奇・惠棟・江聲・餘蕭客・江藩・王鳴盛・錢大昕などがある。章太炎先生は「浙西皖派」の碩儒で孫詒讓と共に浙江德清の慈曲園の門下である。その曲園は江永・戴震・段玉裁・王念孫・王引之といふ學統の引之の高足である。それから北平の周啓明は日本に於ける章太炎先生の御弟子也。

無錫 運河の西岸にありて、南京から鐵路約百十三哩、青い青い苗が蕪風にそよひである裏に桑畑の多いのが眼標だ。この桑畑は丹陽驛あたりでなくなる。この地は江蘇富源の中心地で上海開港以來其の好影響を受けてゐる、人口約二十萬。宋代の築造に係る城市は周圍約八軒高さ六米の廊壁を繞らし、四門・三水門を備ふ、北門附近は米・糸の巨賈、北隣相連なり、毎年の集散貨物、米二萬石、蠶繭三百萬綱に達し、製絲・紡績・製紡の業も行はる。

東林書院舊址は城外にあつて今は小學校となつてゐる。もと宋の楊時が帷を垂れ學を講じた處で明代に正義を貫き通した高攀龍が顧憲成・顧允成・錢一本・薛敷・史子隣・千孔兼・孫不揚・邵元標・趙南星と共に再興して其の中に徒を集めて學を講じたので名高い。その時政を諷議し褻謔自ら負ひて遂に東林黨議といはれるに至つた。

常州 春秋時代の延陵邑で漢の毘陵・晋で晉陵・梁では蘭陵といひ隋に始めて常州といつた。上海から汽車でこられる人口五萬の華麗な一小驛である。農産業の中心であるがその特に關心をもたれるのは此地から莊存與・莊述祖・莊有可・莊綏甲・劉逢祿・宋翔鳳・魏源・龔自珍・王國運・廖平らの所謂「常州學派」なるものが輩出したからだ。この學派は一に「公羊學派」ともいつてその主張は康南海・譚嗣同・梁任公らが紹述して中華國民出現の思想史的原因の一つになつたものとして誰

も知つてゐることだ。

長江湖航 揚子江（長江）溯航は恐らく支那見學旅行の最も大關心事であらう。揚子江は源を西藏唐拉山脈山麓から發し浩々漾々・漫々滾々三千百五十八哩に亘つて世界大河の第五位である、が併し航運の便・流域に於ける人口と物資の豐饒な點に於ては世界第一位だ。黃河を見、揚子江を航行しなければ支那本來の姿は認識せられないといふ程である。黃河も揚子江も共に舟楫の利便の大なると共に他面、洪水の患も亦きわめて大なるものがある。殊に洪水の災患は殆んど毎年夏期に至るときまつて見まはれるので沿岸一帯の人民は多大の損害をうけ沿岸は見渡す限りの大海原となつて家も田も畑もあつたものでなく、その損害は全國民に響き亘る。無數の溺死者・餓死者・大集團の避難者・俄乞食の群など人道的救済を叫びたくなるのであるが併しそれが殆んど毎年御きまりなのでスツカリ支那人は救法子と諦めて運命の神のなすがまゝにまかしてゐる。そこに悲しくも勇しくも支那國民性の悠長で、鈍重で屈托しないところがうかがはれる。揚子江を溯航すると誰でも長江日夜流れるうちに長大の筏の流下するをみるであらう。それは筏とはいひ條、吃水十五呎に及ぶ、實のところは水に浮んだ家屋で屋根もあれば壁もあり、その上にアンペラの小屋が二十軒もあるのだ。筏の主は雲南の奥地の人で長江萬里の濁流に流されるまでに條々閑々、今日は東・明日は西と江邊に眠

り、筏上の鷄鳴に起きて月又月「孤帆遠影空盡、惟見長江天際流」と下航して浙江・安徽などの都市にいた時、積み來つた材木を御金に代へるのである。その航行は短くて半年・長いのは一年を要する。この永い長い水上生活はよそ目には原始的生活にみえるだらうが中華民國の人々に取つてはこれがまた眞個に現實的・追眞的なものであらう。有史以來四千年このかたこの原始的・現實的生活・追眞的生活を長江千古萬古のルツボですつかり之を混和し之を長江化してしまはずにはをかない。

六、南京・鎮江・安慶・九江その他

南京 一に江寧といふ。中華民國の首都だ。國民政府・市政府・陸海軍空軍總司令部・國民黨部などのある處。上海より鐵道二百五十哩、水路二百十二哩。長江流域第一の都市で、人口五十二萬三千、吳の建業・南朝の建康・明の應天府で所謂「六朝文化」の發祥地だ。城垣は周圍六十五料、高さ十五米乃至三十一米。城門十三、其の廣きこと支那第一と稱せられ、秦淮河其の間を貫流し、公路設備と一のふ。夫子廟・貢院跡・中山公園・桃葉渡・朝天宮・清涼廣惠禪寺・石頭城跡・鷄鳴寺・鳳遊寺・報恩寺・靈谷寺・臺城・雨花臺・鼓樓・北極閣・五州公園（元武湖）・莫愁湖・烏龍潭等の名地がある。日本領事館は鼓樓にあつて大使館事務所がその内にある。東南隅・中山門（朝陽門）の手前、逸仙橋の西方に明の宮城の址あり。今そこらに古物陳列所がある。一覽を

要す。東北に鐘山、俗稱紫金山あり。諸葛亮が鐘山龍蟠といつた所で山上に吳大帝の陵（孫陵岡）があり、山下に明太祖と孫中山陵とがある。山はまた軍事上・要害の地といはれてゐます。從來の工業は陶磁器・繻子・金繡殊に著名である。

南京で所謂「中山路」を中心として乗合自動車や人力で飛び歩き諸官衙や金陵大學・中央大學・國學圖書館・中國佛學院などをみると日に新に又日に新なりといふ、新興氣分が洋溢してゐる。夫の新生活運動の如きはその一現象であらう。併し一面、南京城内の五分の三は島や荒地そのまゝで「京に田舎あり」といふ諺が如實にあらはれてゐる。首都「南京」の前途は遙かなる哉。ローマは一日にしてなるものではないから！

下關 は南京城外にある新興市街で上海行汽車の停車場・長江通ひの船着場だ。津浦鐵道の浦口は對岸で聯絡船が通つてゐる。

棲霞寺 南京から四つ目の車站に下りて平易な畦道を十町すゝむと棲霞山につく。江南一の五重の石造舍利塔があるので名だかいが支那佛教史上、攝山の名で聞えて江南三論宗の發祥地たることが旅人の關心をそゝる。

鎮江 春秋時代の朱方の地で秦より宋までは丹徒といつた。上海を距ること鐵道百六十六哩、急行五時間水路百六十五哩、汽船二十二時間。大運河と長江との會點に位する。一八六一年の開港で民船貿易も亦活

潑である。市街は城内・城外・居留地の三區に分かれ、人口約十萬、居留地は長江口に沿つて街路廣くて清潔也。京口は城前の浦口をいつたのであるがいつしか鎮江の總名となつた。唐の劉禹錫の「氣混京口雲、潮吞海門石」徐鉉の「京口潮來曲岸平、海門風起浪花生」は何れも浦口を謳つたのだ。附近に金山・焦山・北固山の勝があり、稱して三山といふ。焦山は江心に屹峙し南岸の象山と水を隔て、相望み、扼守頗る便なりといはれてゐる。金山は一般には金山寺といつてゐる。境内に妙高臺の遺趾がある。眺望のよいので名高い。蘇東坡の詩がある。北固山は顧山ともいひ、唐の李德裕の初建でその後、再建し重修した甘露寺があり、寺に八角三重の鐵塔がある。多景樓の眺望は金山寺以上で恐らく長江中第一と稱せらる。顧ふに大鎮江の自然美を最もよく誠識し鑑賞し、批判したるは日本の徳富蘇峰氏ではあるまい乎。

蕪湖 上海から二百六十四哩、長江の南岸にある。江流此處に至りて西に巢湖諸水を受け、東に青弋諸水を受け、平原寬廣、農産饒裕、出貨は米を以て大宗として多く廣東一帶に輸す。麥茶・棉花・紙等も積出され油・蠟の木材亦多く此に集まり、茶は漢口に送る、人口十三萬

安慶 上海の上流三百七十哩、江の北岸に位し、高い塔が目標だ。安徽省の首府、商勢稍々盛なるも、帯のやうな長い市街の一大半は長髮賊の亂に破壊せられ瘡痍未だ癒えず、人口凡そ四十萬。安慶の北方に桐城

がある。清初に方望溪・劉大槐・姚姬傳の三人が茲から出て義理考證・文章の三者鼎立すべきを主張して所謂「桐城派」なるものを樹てた。陳用老・劉開・姚瑩・方東樹・吳德旋・呂璜・梅曾亮・管同・吳嘉賓・朱琦・戴鈞衡は何れもこの派に屬する。日本現代の漢學者にもこの派に私淑してゐる仁があるやうに聽てゐる。

九江 上海から揚子江を逆ること四百五十四哩、漢口の下流百五十七哩、鄱陽湖口の西の地点にある。昔の潯陽で又、江州ともいふ。人口七萬二千。市街は城内・城外・舊英租界及び龍開河（埋立新市街）の四區から成り周圍約七哩、極めて不整形な形状である。茶及び景德鎮磁器の輸出が多い。

中唐の詩人、白樂天の貶謫せられて此地に來たことを其の執友、元微之が之を聞いて一絶を寄せ、樂天は直に之に和した。それから樂天には「江湖司馬廳記」や「琵琶行」がある。「琵琶行」には日本の落合直文譯「潯陽江の夕まぐれ」がある。樂天はまた廬山の支峰たる香爐峰に草堂を築いた。堂中に琴一張、儒道佛の書、各々數冊を置いて「草堂記」を作つた。

廬山 是禹貢の「岷山之陽至于衡山、過九江、至敷淺原」の敷淺原のこと。九江から西南八軒強、自動車で麓までそれから山驛で廬山群峰の一なる海拔一千米の牯嶺に達す。牯嶺は盛夏でも室内八〇度を超えず避暑地として絶好の地、一八九五年英國宣教師エドワード・リットル氏の經營で今は別荘・教會・病院・プー

ル・運動場・ホテルなど有ける文化設備が完備し時をり中國巨頭連の會合が催される。廬山會議といふのがそれだ。いつも茲の「軍事訓練本部」がその議場にあてられるのである。廬山は五老峯・香爐峰・鑊劍峰などの名山があり、白鹿洞書院・黃龍寺・東林寺・西林寺などは山麓にある。就中、東林寺は慧遠が白蓮社を起して濟々百二十三人の同志と他力的往生淨土の法門を開いたる處。

近いことでは大正十三年七月十一日から十五日まで釋大虛主催に係る「世界佛教大會」が茲の大林寺で開催された。こは大正十一年、大虛氏が大林寺溪の邊にさゝやかなバラックを造りそこに「世界佛教聯合大會」の標札を立てその左右に漢英兩語で「佛教講話を聞きたい仁は誰でも隨意來聽せられよ」と掲示して六・七二ヶ月の夏を通じて日蓮上人式の辻説法をやつた、その翌年夏の辻説法の際、時の九江領事江戸千太郎氏に見出されたのが因縁となつて日本から佐伯定胤・木村泰賢・水野梅曉・勝平大喜・小林正盛等が出席した。

因に大虛法師は現に蔣介石氏の故郷浙江省奉化の雪竇寺住持で上海にも其支院を持つて支那佛教の大改組を行はんがために孔席暖なるに隙なく墨突くろまずといふいともすさまじき奮闘振りをして居られる。これは蘇州、報國寺で閉關生活の印光師と好對照であらう印光師を達磨とすればさしむき大虛法師は慧遠に近いといふ見方は癖目か。

(未完)

浪華 儒林傳

藤澤南岳先生

講師 石濱純太郎

藤澤南岳先生は東咳先生の嫡嗣であられる。名は恒字は君成、盤橋と號せられた。後には藩公より賜はつた南岳一には南嶽の號を以て世に行はれた。別に醒狂七香齋主人、九々山人、香翁等の號がある。天保十三年九月九日に讃岐國大川郡引田村なる母君の實家にて生れられた。父東咳先生に従つて大阪に在つて生長せられた。幼より英異、東咳先生及び高弟中谷南明先生の教を受けて學業夙に成り、その器識材幹の凡ならざるは既に世の認むる所であつた。東咳先生が館を捐てらるゝや、克く遺業を繼承して墜さず、藩の待遇も亦故の如くであつた。明治戊辰の役に高松藩は幕府に黨し、藩老小夫兵庫、小河又右衛門は藩兵を率ゐて之に参加せんとし、先生に命じて之が參謀たらしめた。先生は大義名分を論じて之を止めんと務められたが、聽かれなないので辭して就かれなかつた。所が事は不測に出で、藩は遂に朝敵の名を被つたので、先生之を憂へ門人阪田潔を高鍋藩邸に訪ひ、之に頼つて官軍の參謀大山格之助に就いて藩の爲めに陳情せられた。正月十二日高松に歸り、大いに勤王の義を唱へ、死を決して争ひ、城中に論議すること三晝夜、終に一藩を齏して勤王に歸せしめられたので、藩議乃ち二老職を黜けて死を賜ひ、家老の芦澤伊織を謝罪使とし先生を副使として、二人の首を函にして鎮撫使を姫路に追及し、藩

の罪を謝して免さるゝを得た。藩公大いに其功を賞して南岳の號を賜ひ、命じて京都に留まり各藩交渉の局に當らしめたが、能く其任を盡された、後藩政に參與し、藩の學校講道館の督學となられた。又藩公の命により再び泊園塾を起して育英をも事とせられた。然し王政維新の好機に當り大に心に決する所あり、明治四年廢藩置縣の際には香川縣大屬に任せられたが辭して就かず、遂に東香川郡中ノ村天神前の泊園塾をも閉ぢ諸生を謝して東上し、大に爲す所あらんとせられた然し願堂の諸公等と議論合はず、乃ち時の不可なるを知つて、嘗て東咳先生の門に遊んだ松岡康毅、郷純造等の新政府に薦めんとするをも固く辭して歸國せられた。かくて六年大阪に出で、泊園書院を再興せられた。初めは船場唐物町八百屋町南へ入る西側に、次いで南本町板屋橋筋東南角に、次いで浪花橋北詰西の鍋島の濱なる津輕屋敷内へと轉ぜられたが、九年には更に淡路町一丁目東北角に移られて東咳先生創業の昔を偲べれ、衆は再び興隆せるを賀した。此頃來り學ぶ者激増してゐるが爲めに西郷隆盛の亂の時には當路者の嫌疑を受けられ、間隙來り窺つたが、先生大喝して之をして恐縮實を告げて逃れ去らしめられたと云ふ。以てその盛んなる有様を想像するに足らう。遂に十一年十月には一軒隔てる東の家を賃して分舎の外塾とせらるゝ

に至つた。是の如くにして先生の名聲は益々高くなつて行つたが、先生は只斯道を以て自ら任じ、滔々たる歐化主義の國を害し、民を毒するを慨して、二十年には大成教會を興して個人雜誌「弘道新説」を毎月發刊し、道德を講じ斯文の普及に勤められた。是に於て先生は單に浪華の文柄を把持せらるゝのみならず、正に天下の仰望する所であつた。乃ち島田篁村等は薦めて大學に聘せんとしたが、先生は當時の學制が智識を重んじて倫理を輕んずるを慨し、國教を立て、倫理を明かにし、徳義を教ふるの三條を論ずるの書を濱尾祭酒井上文相等に上りたるも、顧みられざるを以て謝して終に出でず、泊園の業に終始して、尊王の大義を闡明し、護國安民を主義とし、斯文を弘めて世道人心を維持するを務めとせられた。二十八年かには從來舊風を守つて一般の新奇に趨る人情を戒めんとて存してゐられた鬚を截つて吉野山中に埋め、一詩を賦して志を述べられた。その一節に云ふ、「吾身殉大道、期輔邦家光、落落事難合、時命在含章、老矣誓可截、鑿諸此堂傍、慕他忠烈迹、標吾鐵石腸。」以後は葆光和塵、斯文を樂み、園碁に興じ、悠々たる餘生を享受せられた様に拜察する。而して世人は先生の學徳を慕ひ、墨蹟一紙を得て家寶とせんと争つたものであつた。三十九年には南區南綿屋町に、四十一年には東區東平野町五丁目今の三丁目三番地に移り住まれた。大正 御極の初め東咳先生御贈位と共に特旨を以て正五位に叙せられ、父子相並んで御恩典に浴せられたるは誠に人間遑ふ希れなる次第であつた。大正九年一月病に臥せられ三十一日其疾篤きに及び又從四位に陞叙せられ、二月二日を以て東平野町に歿せられた。享年七十有九。墓

は生玉臨延寺の先考の墓と並んでゐる。

先生の撰著は數十に上り、皆世に行はれてゐるが、茲には詳細の煩を避けて列記しない。就中、日本通史七輯、萬國通議、七香齋文備、不苟書室日録抄などは最も先生の志を窺ふに足るものである。

先生の配は名は仙、高松の儒官牧野黙庵の女である。先生に先づて明治十四年十月十九日に歿せられた。享年三十九。四男一女があつた。長男は名は元造、字は士享、黃鶴は其號である。嘗て衆議院議員に擧げられ國定教科書の南北朝正閏問題を提起せられた。南岳先生の逝世後幾ばくもなく、大正十三年九月二十日に歿せられた。先靈の側に葬られた。嫡子成太家を繼ぎ現に大阪朝日新聞社々員である。次男は名は章次郎、字は士明、黃坡は其號である。泊園書院の業を紹ぎ、又現に關西大學教授である。三男は名は麟之助、字は士駿、黃海と號し後黃圃と改む。出で、三崎厚齋を嗣がれた。陸軍一等軍醫正に至られた。昭和十年三月七日歿せられた。享年五十八歳。四男は名は弘藏、二歳にして夭せられた。一女名は敬、河内瓜破村の宇田氏に嫁し、現に男匡太郎の養に就かせらる。

先生の後配二人、名は増と峯、京都佐竹氏の姉妹であらせらる。皆先づて歿せられ、又子女も無い。

先生の學術は驚嘆すべき博覽を高邁世に超えたる識見を以て約制せられてゐる。然も其學識たるや、徒らに深奥なる空言を唱ふるのではなく、直ちに實用を致すべき濟世安民の百年の大策である。之を護園の原理に發明して、先考東嶽先生の家説に精選し、進んで海外にも推及せんとする雄偉なる泊園學を大成せられたのである。次に之を畧述しよう。

道は一つであるが、天には天道となり。地には地道となり、人には人道となつて、自然に三才鼎立する。

之を道の大原は天に出づと云ふので、天が即ち道ではない。その固有の人道も、聖人出で、天に原づきて制作せられて人の大綱と爲つたのである。故に天は本では末である。然しそれは本末であつて輕重から云へば人が重で天は輕である。是れは諸々の事實を驗すれば、萬事は人が制するものたるは明かであるからである。之を天人參贊と云ふ。そこで此人道を修むるのの人々の務めであるが、之を天下に推し及ぼすのは則ち君主發揮の力に由るのである。道は天下の公器だが、之を施すにはその大綱は二つある。一は政で、官爵を列し、賢才を叙し、法律を定め、經濟を審かにして、外に制する。一は教で、藝術を論じ、性情を辨へ、心志を正し是非を判じて、内に導くのである。然し政は作用であるが、其本體は徳である。そこで徳以て、政を爲し、教を以て政を輔けねばならない。然し教は學ではない。醫療も學であり、繪畫も學であり、文章も學ではあるが、例へ必要なる學であつても、これは末の事で、本となるべき教は國體、人倫、法制、禮儀である。此等を教へてこゝに政を輔くるを得るのである。之を政教一致と云ふ。乃ち天人參贊、政教一致は泊園學說の要である。

然らばその道とは如何。我國は神明の呵護する所、宇内第一の國體であつて、道こゝにのみ傳はるを得、諸外國は如何なる長處があつても、此點に關する所があるから之を期するを得ない。而してその我國にのみ傳はる道は我が明治天皇の教育勅語に示し給へる者が是れである。然も道は天下の公器で一人一國の私す

るを得ないものであるから、之を推して遍く海外の國をも照し、外人を化し得て長く君子人とならしめねばならないのである。

斯の道をして海外に推し弘めんとするが、國土、人種、言語、文字、曆數など凡てが異なる外國をして斯の道に均一ならしむるを得るだらうか。外國が禽獸ならば知らないが、同じく人であるからには、公器である斯の道に頼らしむるを得べきである。宇内の大勢は統一に向つてゐるのであるから、斯の道に均一し得べき古來未曾有の時運に際會してゐる。均一にし得るものは均一にし、均一にし得ざるものは不均一に於て均一にして、天下を統一すべきである。天下の統一は大聖人の出づるを待つか、四五の覇主をして相議して政を成さしむるかの二つの一である。一國の主宰をして天下の主宰として統一せしむべきではあるが、一大聖人の出世は期し難いから、近隣聯盟の覇主による外はない。然し諸國としては獨尊自誇の傲と、富んで愈々驕なる愆の二弊があると、天下均一は困難である二弊を除いて同盟相輔くれば、天下の均一、紀元の更新は期すべし。新紀元期し得べくんば、こゝに天下の制度を一にして、茲に萬民の便を計らう。曆數の如きは多數に従つて太陽曆メートル法を採用しても差支ない只曆法は舊曆の民事に適合するが、最良ではあるが、太陽曆を採用するとしても只二月を正月と立てたい。言語は統一出来ないし、又必ず統一しなくとも好いから文字を漢字で統一して我國の如く各國は各國風に讀めばよい。兵刑も各國均しからざるが本體であるが、志は民を安んずるにあるから、萬國の人主皆好生の心を以て好生の政を施し好生の徳を上下に孚ならしむるの



大學祭行事

- (1) 大學祭式典
- (2) 演劇音樂會
- (3) 展 覽 會
- (4) 馬 術 大 會
- (5) 運 動 競 技

専門部第一部第一次試験

専門部第一部第一次試験は九月二十五日(水)より施行し十月三日(木)終了した。

大學祭豫告

第十四回大學祭は、来る十月十七日(祭日)千里山學舎に於て開催されることになつた。大學祭行事に先立ち、十六日午後六時より中之島中央公會堂に於て記念學術大講演會が開催される。當日のプログラム並に大學祭行事は大様左の通りである。

開會の辭	教 授 岩 崎 卯 一
東アフリカの形勢	教 授 中 村 真 之 助
將來の婚姻法	教 授 木 村 健 助
挨 拶	學 長 仁 保 龜 松
帝國憲法の特質	教 授 吉 田 一 枝
資本主義發展に於ける一傾向	講 師 丸 谷 喜 市
開會の辭	經 濟 學 博 士 丸 谷 喜 市
	教 授 古 川 武

松崎壽博士逝去

本學元講師、商學博士松崎壽氏は胃癌のため阪大病院に入院加療中の處九月十一日病俄に革まり午後三時五分逝去された、享年五十。

氏は明治四十五年以來十數年本學講師として「銀行並に金融」を擔任され、大阪商大の前身大阪高等商業學校當時より引つゞき商大教授として金融論の一權威であつた。謹んで哀悼の意を表す。

住 所 移 動

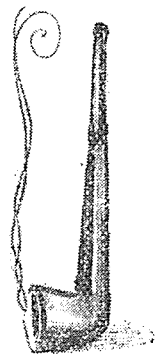
堀 正 人 氏 (發 送 神 戶 市 灘 區 篠 原 北 町 三 丁 目 九 〇 七 (電 御 影 五 七 七 一 番))

近 業 紹 介

教授 正井敬次氏「貨幣價値の研究」を東京日本評論社より出版
教授 吉田一枝氏「日本憲法特質論」を大阪甲文堂書店より出版

母校創立五十年を迎へて

第八回卒 山 崎 有 信



拜啓 小生は當旭川に來て本年は丁度滿十七年と相成候、別に何等成功したる事も無之候へども法律事務の傍ら左記書籍を自費出版致候(自著)

- 一、實例競賣法手續
- 二、旭川十傑
- 三、天野八郎傳
- 四、本田親美翁傳
- 五、幕末血涙史
- 六、上野戰爭
- 七、殺人未遂か傷害か
- 八、奥士別親子地蔵の由來
- 九、日露戰地の懷舊

(旭川市六條通八丁目左十號)

第十一回卒 山 本 萬 彌

世の中を渡り比べて今ぞ知る
阿波の鳴門は浪靜かなり

(山口縣都濃郡福川町)

第十二回卒 波 多 野 隆 助

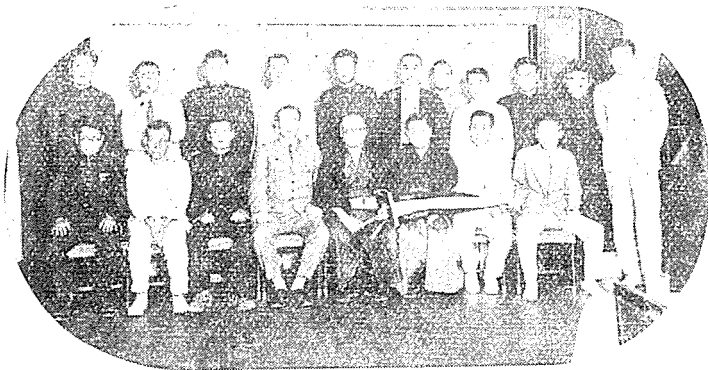
近況としては至極元氣に、そして平凡に、そして眞面目に辯護士として働いて居ます、男女三人の孫のあるやうになつたのには感慨無量です。但し三人からは「オトウチャン」といはせて居ます。呵々。

私の卒業は明治三十三年ですが、三十三年の卒業生中十三人まで鬼籍に入つて居ると、當時在學生總數二百に過ぎなかつたのが、現在幾千といふ校運の隆盛を見るのとは、大なる悲みなんと共に、大なる喜びであります。(岡山市西中山下一、女子師範前)

校友

朝鮮支部

八月十三日、入城滿洲國見學學生至誠會一行中に母校大山教授を初め學生の參加を聞き、暑中休暇にて歸鮮中の學生李範鎬、崔敏鎬兩君と共に歡迎會を京城黃金町菊水に開催す。



朝鮮支部歡迎會

當日午後七時より開會、野田幹事の挨拶に對し大山教授の謝辭並に母校の近況と滿洲國の所感を詳細に述べらる。

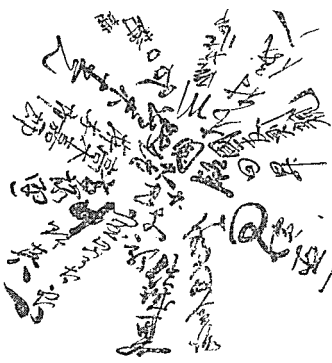
事情、滿洲國の事情、母校の事情をお互に尋ねたり聞いたり、初めて會つた學生と校友が和氣霽々として一同學歌學生歌の合唱、記念の寄せ書、記念撮影して九時三十分無事閉會した。

當日の出席者(十九名)

- | | | | |
|-----|-------|-------|-------|
| 學友側 | 大山 教授 | 大江五十雄 | 中路 中 |
| | 宮崎正三郎 | 中谷 顯一 | 近藤 孝 |
| 校友側 | 李 範 鎬 | 崔 敏 鎬 | |
| | 松田 清 | 松村 作二 | 高橋 伊平 |
| | 大宰 明 | 野田 博 | 江藤 榮七 |
| | 玉木 豊吉 | 日淺 嘉見 | 伊藤 國雄 |
| | 木原 安彦 | 荒木 信隆 | |

大連支部

學徒至誠會滿洲派遣研究團に參加渡滿せる本學、大山教授及學生五名を歡迎、かたゞ支部懇親會を催すべく、七月二十日夕、大連支部員一同會同す和氣藹々裡に滿洲の過去、現在、及將來を語り、又母校の發展の今昔談に花を咲かせ、母校の萬歳と研究團の彌榮を唱和して散會した。



大連支部

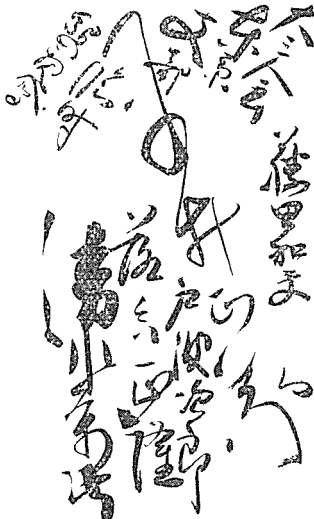
(寫眞は當夜の諸氏芳名)

大三會東京支部懇親會

平井 生

戸波常任幹事君の上京を機として久々に大三會支部懇談會を催す。

有樂町の曙に集つた藤田、清水、落合、平井の四名常任君を圍んで一夕の歡宴興の盡くるを知らず。



藤田君は常任君を捉へて圍碁を挑戦すれば此方は罌長君の捕物功名談に獵奇の耳を翫て斯くて十二分に欸を交へ十時過散會す。

本學出身の府縣會議員當選者

- | | | |
|------|------------|------------|
| (大阪) | 名越民次郎(推) | 富田 貞雄(大三) |
| | 押谷 富三(大五) | 木下清一郎(專法) |
| | 田中 藤作(大C) | 大川 光三(大一二) |
| | 島村 保穂(大五) | 岩崎 良三(醫講) |
| (兵庫) | 五十川直市(大一一) | 岡田啓次郎(專法) |

動 靜

加納寅之助君 (明四二專法) 三菱合資會社勤務

森田彦四郎君 (明四五專經) 昭和生命保險相互會社契約課長、住所東京市瀧野川中里町一九一

柏木 富忠君 (明四五專商) 熊本市立商工學校教頭

德田 慶一君 (明四五專經) 凸版印刷會社勤務、住所東京市蒲田區女塚町一八〇

龍田 泰君 (明四五專法) 樺太泊居町助役

岡田啓治郎君 (天四 專法) 京都府會議員、住所京都府與謝郡養老村岩ヶ鼻六九

矢野新太郎君 (天七 專商) 岸和田區裁判所佐野出張所勤務、住所泉南郡佐野町四五三

池上 要三君 (天八 專商) 日本生命東京支店勤務、住所東京市大森區馬込町東二ノ八七六

田口 正平君 (天八 專法) 辨護士、住所尼崎市開明町三丁目五

水谷 嘉郎君 (天八 專法) 四日市市役所勤務、住所三重縣四日市市比丘尼町三三六

大岐 榮君 (天九 專法) 大阪府東區農人橋二丁目合名會社大阪橋本組事務部長

清水 榮松君 (天九 專法) 朝鮮電力株式會社、住所朝鮮太田府本町一丁目五〇同會社内

小山 豐君 (天一〇專法) 警部補、三宮署勤務、住所神戸市須磨區行幸町三丁目一三

山崎荒太郎君 (天一〇專法) 野田衛生組合、住所此花區今開町二丁目

大坪 時須君 (天一〇專商) 參宮急行電鐵會計課勤務、住所中河內郡布施町荒川一〇三九

則武 耕次君 (天一〇專商) 一宮村收入役、住所岡山縣御津郡一宮村尾上一四四七

上田 武雄君 (天二專法) 公證人、住所大津市後在家町一四

中西 靜麿君 (天二專經) 大毎編輯部勤務、住所大阪府北區堂島中二丁目三三

東條 武夫君 (天二專商) 鹿兒島銀行函分支店長代理 (分社下屬)

今西 文人君 (天二專論) 大阪府東區博勞町日本紙器聯合株式會社勤務、住所大阪府住吉區阪南町中三丁目一四

佐野 俊夫君 (天二專法) 兵庫縣廳土木課勤務、住所神戸市林田區大橋町八丁目一

田中 良直君 (天二專法) 製鹽業、住所山口縣佐渡郡中關町濱方二三三

岩間幸次郎君 (天二專法) 鳥取縣米子警察署淀江町派出所長

龜田勸太郎君 (天二專商) 大阪府此花區梅香小學校校長、住所大阪府中河內郡三野鄉村玉井一四一

志水 說二君 (天二專法) 京都地方裁判所判事、住所大阪府住吉區阪南町中四丁目七

脇本 廣吉君 (天二專商) 七尾商業學校教諭、住所石川縣鹿島郡七尾町字富岡町一

山本 文助君 (天二專法) 神戸市神戶區三宮町一丁目柚木商會勤務、住所神戸市灘區青谷町二丁目六〇

富山 忠三君 (天二專經) 東京市神田區神保町二丁目一四、村田女子計理學校勤務

前川信之助君 (天一四專法) 松下電器貿易株式會社專務取締役

大田半兵衛君 (天一四專商) 三和銀行天六支店勤務、住所西宮市子甲子園月見ノ里

河合 銜一君 (昭二專商) 廣島縣御調郡糸崎町東野、畠瀨商店勤務

田坂 茂夫君 (昭三 專法) 廣島縣立吳第二中學校勤務

澤田捨次郎君 (昭四 大法) 日本電力會計課勤務、住所西宮市今津浦風一、甲子園驛前

後藤 達夫君 (昭四 專法) 大阪遞信局經理課勤務、住所西淀川區大仁東一丁目一

林 由太郎君 (昭五 專法) 林特許事務所開業、住所大阪府北區曾根崎上四丁目四一

西田 元三君 (昭六 大法) 戶畑鑄物會社經手製造所勤務、住所大阪府西成區粉濱東ノ町一丁目二八

久井 忠雄君 (昭六 大法) 島根縣知事官房主事兼學務部社寺兵事課長

鹽屋 甚助君 (昭六 專法) 大阪遞信局庶務課庶務係勤務、住所大阪府北河內郡三鄉村高瀬世木八六四

沖 政次君 (昭六 專商) 大阪府北區中ノ島二丁目電氣經濟時論社勤務、住所大阪府三島郡吹田町柳原

辻内 良隆君 (昭七 大法) 江里口法律特許事務所勤務、住所大阪府旭區新森小路中二丁目五五六

谷口 靜雄君 (昭七 專論) 國際運輸會社計量課勤務、住所大連市栢梗町三番地二ノ三國際運輸第二青陽寮一號

勝部嘉久藏君 (昭八 大法) 大軌電鐵百貨店勤務

長島理一郎君 (昭八專二法) 警部、泉尾署勤務

(有註姓名)

橋本慶三郎君 (昭八專二) 日本勸業證券會社退社、住

所大阪市南區鹽町三丁目二

江里口春志君 (昭九大法) 大阪市北區小松原町にて醫

院を經營の君は更らに東區京橋二丁目京阪ビル三

六號室に法律特許事務所を開設

神田 清君 (昭九專一商) タイガー計算器株式會社營

業部

淺井 漢君 (昭九專一商) 高知縣幡多郡中村町伊豫電

鐵中村出張所勤務

黒田 邦彦君 (昭九專一商) 堺市小林寺町東一丁目二、

三井生命界出張所

中村 義正君 (昭九專二商) 大阪大丸百貨店照明器具部

勤務、住所西宮市津門東松原七九二和樂莊

廣岡 忠良君 (昭一〇專二法) 大阪時事新報大阪府南河

内郡通信部勤務、住所南河内郡柏原町太平寺新道

住所移動

上田 操氏 (元講師) 兵庫縣武庫郡精道村芦屋字

寺田二四

圓井 精君 (明三〇法) 東區船越町一丁目三

大野 玉夫君 (明三四法) 北海道沙流郡門別村字波惠

村番外地

大越 務君 (明三七法) 京都市上京區紫竹芝本町二

中村元三郎君 (明三七法) 東成區猪飼野大通一丁目三

榎田 銀藏君 (明三八專法) 住吉區田邊西ノ町七丁目六

松澤 義貞君 (明三九專法) 愛媛縣新居郡新居濱町乙一

二四

山内 秀助君 (明四〇專法) 東京市大森區田園調布一丁

目一一三

揚 大三郎君 (明四〇專法) 北區川崎町三九

川口 義重君 (明四〇專法) 高知縣香美郡美良布村上野

尻一〇六五

竹中倍次郎君 (明四二專經) 京都市右京區花園南町二

有松 龜君 (明四二專法) 東京市神田區五軒町一

林茂藤次郎君 (明四四專法) 兵庫縣有馬郡山口村下山口

三九九ノ一

佐古 義爲君 (明四五專法) 横濱市中區大岡町字堰ノ上

七〇三

高宮 角市君 (天二專經) 此花區島屋町一七

光島伴治郎君 (天三專法) 岡山市古京町一六二

沖島與之助君 (天四專法) 朝鮮京畿道利川郡邑内面倉

簡里

木村 醇一君 (天四專商) 岡山縣久米郡打穴村打穴上

九三三

(有註姓名也) 太田 良雄君 (天四專法) 住吉區南田邊町三八ノ三

笠井 一元君 (天五專法) 山口縣厚狹郡厚南村際波六

七四

中村 正雅君 (天五專商) 西淀川區塚本町一七一ノ三

渡邊 保興君 (天六專法) 三島郡千里村片山一七七

藤田 少介君 (天六專法) 那覇市上藏町一丁目二一

(有註姓名也) 森川 透君 (天六專法) 東成區北生野町二丁目九二

(有註姓名也) 宮本 萬里君 (天六專法) 廣島縣雙三郡十日市町二三

五七ノ二

西川 薫吉君 (天六專法) 高知縣香美郡立田村東町

小村 雅彦君 (天七專法) 兵庫縣川邊郡小田村長洲字

大門

原田 景三君 (天七專法) 三島郡吹田町二二七六

寺田 清助君 (天七專法) 東京市葛飾區本田立石町七

六五

谷住 徳市君 (天七專法) 香川縣香川郡安原上西村乙

一〇五八

淺沼 貴一君 (天七專法) 東區備後町三丁目五

山本 泰生君 (天七專法) 横濱市中區本牧和田二〇

横山 熊雄君 (天八大商) 堺市柳ノ町文化糊會社内

(有註姓名也) 酒井貞次郎君 (天八大商) 和歌山縣西牟婁郡田邊町今

福町

岡本 武君 (天八專法) 西成區海道町五

根岸 元君 (天八專法) 此花區朝日橋通三丁目二七

藤井三之助君 (天八專法) 名古屋市中區下飯田町二三

高本庄次郎君 (天八專法) 住吉區昭和町東二丁目四一

五ノ二

秋庭雄三郎君 (天八專法) 港區入幡屋中通二丁目二六

稻田増太郎君 (天八專法) 此花區下福島二丁目六

廣瀬 一朗君 (天八專商) 兵庫縣武庫郡鳴尾村鳴尾字

鳴開六ノ一

小椋藤三郎君 (天八專商) 尼崎市東難波村八三六ノ四

小野幾太郎君 (天八專商) 東成區大今里町三三三

元成 千年君 (天八專商) 東京市杉並區荻窪三丁目元

西 清君 (天九大商) 鹿児島縣薩摩郡川内町宮内

五六〇

堤 熊治君 (天九專法) 神戸市須磨區飛松町三ノ六

松本 實君 (天九專法) 岡崎市日名町一〇〇〇日本

レヨン會社内

根岸 中君 (天九專法) 旭區今福町三〇七

谷野 伴七君 (天九 專法) 島根縣周吉郡西郷町西町八

尾四五

水島仙太郎君 (天九 專商) 東成區猪飼野大通一ノ二九

阿部 禮治君 (天一〇專法) 大正區鶴町二丁目六二

奥田 直武君 (天一〇專法) 濱松市三組町一一

大西 品吉君 (天一〇專法) 港區泉尾竹ノ町三丁目四

大野 重威君 (天一〇專經) 橫濱市保土ヶ谷區星川町七

二〇

河野 通雄君 (天一〇專經) 尼崎市西大物町五一

川浪 勇君 (天一〇專經) 兵庫縣川邊郡小田村長洲南

畑三六

川井 忠義君 (天一〇專商) 香川縣小豆郡草壁町上村甲

九一二ノ二

阿蘇 章臣君 (天一〇專商) 東成區野江町三ノ二六五

稻倉 恒英君 (天一〇專商) 宮崎縣兒湯郡高鍋町北高鍋

一一一四ノ二

新道 茂樹君 (天一〇專商) 西淀川區浦江町六三〇

杉本 熊藏君 (天一〇專商) 奈良縣生駒郡山町高田三

深澤 美登君 (天一〇專法) 和歌山市三木町臺所町五

永野 勝重君 (天一〇專法) 兵庫縣武庫郡精道村芦屋田

中九二四

吉田 要作君 (天一〇專法) 福島縣石川郡大森田村雨田

宇近原一二

柴田登喜次君 (天一〇專法) 東京市澁谷區代々木深町一

六五〇小野貞徳方

吉田 周平君 (天一〇專法) 東區石町一丁目二五〇

渡邊 辰巳君 (天一〇專法) 三島郡吹田町二八二八

東 左近君 (天一〇專法) 大正區小林町一六

池知 壽一君 (天一〇專法) 高知縣長岡郡長岡村陣山分

八八

村山 春喜君 (天二專法) 北河内郡守口町一三

澤山勘兵衛君 (天二專法) 佐賀縣藤津郡七浦村飯田甲

増原 義高君 (天二專法) 廣島縣賀茂郡西高屋村杵原

石合 操君 (天二專法) 京都市右京區花園坤南町三

勢渡 逞男君 (天二專法) 北海道帶廣市字オベリベリ

藤井 鶴雄君 (天二專經) 豐能郡豊中町櫻塚四三ノ一

三輪 一郎君 (天二專經) 福井縣敦賀町津内第二號二

大西 勇也君 (天二專商) 岐阜縣山縣郡葛原村四八一

小川 重治君 (天二專商) 堺市西永山園七

德永 常夫君 (天二專商) 神戸市林田區池田寺町二二

山田 耕助君 (天二專商) 此花區玉川町三丁目六三

松尾 保君 (天二專商) 兵庫縣水上郡成松町成松三

藤原誠太郎君 (天二專商) 泉北郡高石町高師ヶ濱

梅原 謙次君 (天二專商) 中河内郡布施町永和四一

森 敷一君 (天二專商) 旭區森小路二二六

大隅 末廣君 (天二專法) 中河内郡松原村阿保

今野 勝久君 (天二專法) 東京市大森區新井宿四丁目

有光 了君 (天二專法) 東京市杉並區厩橋二二三〇

高井 三郎君 (天二專法) 東成區北清水町八八ノ一

高橋 欣一君 (天二專法) 神戸市灘區篠原南町一丁目

川島 政雄君 (天二專法) 高知市江ノ口鐵道官舎一號

中野源太郎君 (天二專法) 南河内郡錦郡村錦郡九一七

前田 卯吉君 (天二專經) 名古屋市東區東片端町二丁

三矢 暉吉君 (天二專商) 住吉區昭和町東一丁目一七

米澤 信次君 (天二專商) 石川縣能美郡根上町濱關發

玉木 政久君 (天二專商) 港區六條通二丁目八

藤田亦四郎君 (天二專商) 福井縣滋賀郡小濱町貴船壹

白木 乙吉君 (天二專商) 福井縣大飯郡加斗村鯉川二

草野 忠男君 (天二專法) 東淀川區十三西之町一三六

川瀬 正憲君 (天二專法) 北區野崎町九四八

松岡 爲吉君 (天二專法) 西宮市田中町三一

梅川喜代藏君 (天二專商) 天王寺區生玉前町九六

岩田 卓止君 (天二專商) 港區東田中町六丁目五九

磯田 英夫君 (天二專法) 大毎門司支局内

田中 基次君 (昭五 大法) 兵庫縣武庫郡山田村鈴蘭臺

吉本 貞義君 (昭六 大法) 東淀川區木川西ノ町三丁目

廣田 利一君 (昭六 大英) 豐能郡豐津村垂水六七七

雲井 清君 (昭六 專經) 神戸市林田區池田村鹽ヶ池

大野幸一郎君 (昭六 專商) 三島郡吹田町西興町三六

荒木 信隆君 (昭七 大法) 京城府本町三丁目八六

田中 久男君 (昭七 專法) 中河内郡布施町太平寺四四

豊谷 豊君 (昭八 專商) 住吉區松虫通一ノ六〇松虫

片田 謹吾君 (昭八 專商) 住吉區北田邊三二九一

中川多喜藏君 (昭八 專商) 住吉區阪南町西四丁目二

内山 勇君 (昭八 專商) 此花區春日出町中三丁目一

逝去判明者

- 古川榮二方
- 小山 三平君 (昭八 專斷) 岡山市島田一一〇
- 小村 美則君 (昭八 專斷) 東成區片江町五一八
- 荒木 陸郎君 (昭八 專斷) 旭區鳴野町九五八
- 佐々木高明君 (昭八 專斷) 神戸市林田區池田廣町一一四ノ二
- 平野彌三郎君 (昭八 專斷) 港區市場通二ノ五高岡製作所内
- 山口 馨君 (昭九專一商) 港區八幡屋寶町三丁目一二二 二躬行寮
- 小野 博衛君 (昭九專二法) 北區鶴野町七、三和銀行鶴野町宿舎内
- 藤井 清一君 (明三九專法) 春日 薫君 (明四〇專法)
- 元信長一郎君 (明四〇專法) 長尾 景幾君 (明四一專法)
- 山本 正治君 (明四三專法) 密居 春吉君 (明四三專法)
- 土居内直治君 (明四三專商) 西村 壽一君 (明四四專法)
- 中山 芳咲君 (明四四專法) 丹原宇一郎君 (明四五專法)
- 永井 英吉君 (明四五專法) 松本 辰治君 (明四五專法)
- 福原 正雄君 (明四五專法) 原田憲之助君 (大二專法)
- 岩男 義臣君 (大三專法) 今村凌治郎君 (大四專法)
- 門 熊一君 (大四專法) 堀尾 義章君 (大四專法)
- 將積 金藏君 (大四專法) 樋口 速水君 (大四專法)
- 平井 哲夫君 (大四專商) 宮崎 薫君 (大五大商)
- 高橋徳太郎君 (大五專商) 神田 文吉君 (大五專商)
- 小野 重藏君 (大五專商) 阿瀬喜左衛門君 (大六專法)
- 上田 重雄君 (大六專法) 江藤 清矣君 (大六專法)
- 松原 善藏君 (大六專法) 金田 茂君 (大六專法)
- 酒部 福藏君 (大六專法) 鶴原 九郎君 (大六專法)
- 横山榮太郎君 (大六專法) 八木 慶次君 (大六專法)
- 扇谷 徳治君 (大六專商) 中馬 一志君 (大七專法)
- 三浦 富造君 (大七專法) 豊島 彰君 (大七專法)
- 藤井 義行君 (大八專法) 山下直三郎君 (大八專商)
- 吉本 純平君 (大八專商) 八幡 四郎君 (大九專商)
- 澤村 確雄君 (大一〇專法) 畠中 恭一君 (大一〇專法)
- 福島 房男君 (大一〇專商) 川上 純平君 (大一〇專商)
- 上野 權七君 (大一一專法) 野津 義昭君 (大一一專法)
- 高須賀 博君 (大一一專商) 三好 千太君 (大一一專商)
- 下村虎之進君 (大一二專法) 高龜由喜恵君 (大一二專法)
- 鳥居 忠雄君 (大一二專經) 川崎 正雄君 (大一二專經)
- 松山多三郎君 (大一二專法) 笹埜 寛君 (大一二專法)
- 江原 勝三君 (大一二專法) 近藤 孝吉君 (大一二專經)
- 川見 清澄君 (昭二專法) 橋本久太郎君 (昭二專法)
- 星野 武二君 (昭二專經) 木村徳一郎君 (昭八專斷)
- 鎌田 禎治君 (明三五法) 永野源兵衛君 (明三五法)
- 稻葉 靜彦君 (明三六法) 奥野與太郎君 (明三六法)
- 掠梨 義輔君 (明三六法) 内田 時雄君 (明三六法)
- 成岡 隆三君 (明三六法) 隅川 雄逸君 (昭三六法)
- 川畑忠三郎君 (明三七法) 植田 倉九君 (明三七法)
- 山口 正雄君 (明三七法) 清水 三作君 (明三七法)
- 池田福次郎君 (明三八專法) 岡崎 穂太君 (明三八專法)
- 谷口淳次郎君 (明三八專法) 永井 義治君 (明三八專法)
- 黒川 芳平君 (明三八專法) 江口 潜君 (明三八專法)
- 佐々木能太郎君 (明三八專法) 林 傳一郎君 (明三九專法)



國文學會

國語、國文法並に國學概論擔任として今般新任の田中健三先生の歡迎會を兼ねて國文學會九月例會を九月二十四日(祭)午後一時から天六學舎に於て開催した。會長新町教授は田中先生を迎へるの辭を述べ、わが國文學會の事業について簡単に説明あり、ついで武田専門部主事は學長に代つて、本學に於ける文科の地位並に本會が健實に歩みをつゞけ會員は教育界に活躍しつゝある現況は、本學に於ける文科の存在を高く認識せしめるものであることを述べられ、今回田中健三先生を迎へたことは本學にとつても又本會にとつても幸福なることであると挨拶され、次に田中先生は就任の挨拶の後、テニハの研究について、その用法の種々相を音韻學、心理學、民俗、習慣の方面から説明され博引傍證羅蓄の一端を洩らされた。

次に會員藤本浩一君が九月十七日B.Kを通じて全國に中繼放送された新形式の民謡の構成について作詩者としての感想を述べられ、次に新町教授は支那哲學論理思想史の研究の爲今夏四句に互つて中華民國の主要都市を視察せられた視察談を拜聴した。同教授の支那視察は前後數回に及び支那についての豊富な知見は有名なものである。散會五時、出席者十五名

尙十月上旬には上方郷土研究家の南木芳太郎氏を聘して大阪史蹟見學を催す豫定である。

大學祭の思ひ出

(到着順)

大學祭も創められてから十年、年々に盛大に舉行されて来た、本誌はこゝに創始當時の大學祭關係の人々にその述懐を聽くを得た、變遷の跡を偲ぶ貴重な史料である。
多數御回答に接しました事を感謝します。

昭五大法 山 田 巖

(阪神電鐵運輸課)

第十回大學祭をお欣び申します。

グラウンドを持つてゐない——が堂々臨西N・O・Iの陸上競技部の一部員だった僕にとつて、グラウンドの竣工したことは嬉しいものでした。第一回の大學祭には一般競技には出場禁止で、豫科代表として一〇〇米と八〇〇米綱走とに出場したと記憶してゐる。……今日二十五貫の相撲人型肥肉から思ふと當時十七貫のエネルギーシユな僕がなつかしいです。

昭三大法 八 澤 俱 好

(北陽商業學校教諭)

嗚呼思ひ出深き「大學祭」よ、丁度余等學部二年のとき之を目論み、本學教授、學生を以てする「大學」社會の網の目を綿密にし、相互親好感情を高調し、以て學の自由と本學の歴史並に使命を廣く深く世人に認

識さす目的を以て、經費は四千二百圓也で計畫したものである。其後の保育、教育よろしきを得て、今や「大學祭」は全く成人し、本學の年中行事でなく大阪の年中行事たるかの觀を呈し、一段と其の异彩を放つてゐるのを見聞し、生みの一人として全く欣快に堪えぬものがある。益學園の安寧福祉の爲めに多數一齊に同一の感情の高潮に到達せん事を希望し、併せ「大學祭」の益々盛大ならん事を望み以てペンをおく。

教授 岩 崎 卯 一

一、「大學祭」の名稱 名稱決定の爲に臨時教授會が開催された。會は焼失した豫科校舎で、當時の事務理事兼教授宮島綱男氏司會の下に開かれ、熟議二時間沖中恒幸教授の發案で「大學祭」と決した。

二、「大學祭」の目的 學部及び豫科を收容する千里山學舎に現在見る如き廣大なる運動場完成され、從來より福島に存したる専門部は三十年來のボロ校舎に取殘され、其處に後者に不平不満横溢、この空氣を緩和する爲め、學部、豫科、専門部の大親親會の意味で「大學祭」が開催されたのである。

三、「大學祭」の經過當初は學部、豫科、専門部ともに陸上競技優勝に主力を注ぎ、爲に「昭和二年運動」と突發したが、今では催物中心になつたやうだ。

昭六大法 青 野 昌 平

(大阪市電氣局野里自動車運輸事務所)

小生は第一回以來引續き執行委員として大學祭に係して参りましたが、第一回はグラウンドが出来た時で、大高や隣大豫科遷りの記念祭を見て来て計畫を樹て、盛り澤山な催物で、翌日グラウンド掃除のとき時計が多數落ちて居たと云ふ程大變な參觀者が有りました第二回は對抗陸上競技に豫科と専門部とが同階で、優勝旗歸屬問題で夜遅くまで採め豫科三年の委員として困つた事が有りました。之が直接の因で——他に原因は有るが——遂に學校騒動にまで發展した様に記憶して居ります。當時は國際聯盟を謳歌した飾物なんか人氣が有りましたが、少時の間に世は移り變るものです。爾後大同小異の催が繰返されましたが、學校の内容外觀整備の結果學生の氣風も變り近頃は多分有るまいが？ 當時は假裝行列なんか他校に見られぬ非學生的な歌唱を伴ふ踊りなんか行はれて冷汗したものです。學術的な學徒らしい催物で大學祭を彩られん事を希望します。

教授 水 谷 撥 一

感想と回顧に代へて大學祭に對する希望を述べさせていただきます。

一、大學祭は一年に一度此學園を總括的に社會に披露する唯一？の場合でもありますので、此機會に是非本學の學風、スピリットと云ふ様なものを自他共多分に感得される様な風に致し度き事。

二、大學祭の實體としては元氣とか無邪氣とかの意味に於けるお祭り騒ぎの催物も結構ですが（これは豫料を主としての事）、同時に學園の權威を發揚するに足る學術的の種々の計畫を大いに持ちたき事。

昭大經 松 谷 哲 藏

（大阪市産業部）

拜復 本年は母校創立五十周年に相當し併せて大學祭第十回を迎ふるは同慶至極と存候、常に母校を背景として社會に活躍する小生等は母校の名聲日々隆々たるを内心欣快に堪えざるもの有之候、この五十周年を境として更に内容に外觀に一大飛躍をなし日本第一等の大學として一途に邁進されんことを祈上候 草々

元學長 松 本 蒸 治

（貴族院議員）

大學祭は小生學長の職を汚しつゝありたる大正十五年に創まりたるものなるところ、本年を以て既に第十回に達し、其間大學の盛運隆々たるものは衷心欣快に堪えざると同時に往時を追想して感慨無量なるもの有之、將來校基の益堅く永遠に發展を續けられんことを祈願して止まざる次第に御座候

教授 古 川 武

時は秋、年に一度の大學祭も、はや十回を重ねたの

大學祭の思ひ出

か。日頃の鹿爪らしさをガタリと棄て、我れ人共にあの理窟抜きのお祭騒ぎの中へ巻き込まれて行く事は誠にいひ知れぬ喜びの一つである。張り切つた若人も、雲と集る観客も、恰も其處に醸し出される大學祭氣分の快き渦に大きく流れ行く様は、聴けば一つの壯麗なオーケストラでもある。

私は其のオーケストラのトーンを想ふ。

最初の數回は演者本位の全く放任的な爽かさであつた。そこでの演出は奔放大膽に観客は其れに吸ひ込まれて居ると云ふた工合の無意識的な調和があつた。

観客が足一度び學園に踏み込む時には既に大學祭の調べにステップを踏んであるかの様であり、演者の技術？も進み、兩々相俟つて一つのきらびやかな色調を帯びたのは此處數年。

次に來る恐れあるものは演技のマンネリズムであり益々多きを加ふる観客の亂調ではあるまいか、自由の次に來るものは何等かの意味の統制であらう。演者も観客も總てが皆迄、例へば英雄的なタクトの下に一つの意識的な倍調を織りなして天地と共に秋をかなでると云つた工合のものが次に期待すべき色調ではなからうか。

昭八大經 石 渡 健 吉

（日本海上火災保險會社）

冠省 日々隆昌發展を喜びます。去年は風水害の爲

め大學祭は中止でしたが、今年は第十回を迎へ全學界つて祝福するも足りないと思はれます。非常時局に際し講演に、催物に、かゝる方面に有意義に關心を持たれた色彩調を望みます。

元専務理事 宮 島 綱 男

十年と云へば一昔の事であるが、大學祭が初めて教授會に附議せられた時、名稱について議論が沸騰し、苟も大學の行事に「祭」とは怪らんでもないかと長時間に亘つて論議されたものであつたが、まあ大學の功勞者の靈を祭り諱ぐと云ふ意味にとつてもいいし、又お祭り騒ぎをして大いに若人の氣を吐くと云ふ活動の意味にとつてもよからうではないかと云ふ事になつて大學祭と決つたのである。大學祭と云へば關西大學の否大阪の名物となつた。

現在の關西大學は私學の一權威として堂々たるものであるが、當時はまだあまり知られて居なかつたし、卒業生も關西大學出身である事を誇とするに至らなかつた。新聞は輿論を作ると云ふが私は「價個の輿論は大學より」と云ふ信念と抱負を以てゐる、そして私は大學祭を創めた抑々の所以は關西大學の名を揚げよう喧傳しようと思ふ意圖にあつた。運動會や講演會を催すのみでなく或は馬鹿騒ぎとの評はあつたかも知れぬが大いに宣傳に力めたものである。また對内的には授業を休んで二、三日騒ぎ教場以外に活動する事は一味

の清涼瀟々でもあると考へた。それから今一つには學内の統制が大眼目で、教授、職員、學生を總動員して打つて一丸となり協力一致有機的に活動すると云ふ事にあつた。何分現在と違つて千里山とは何處にあるかもあまり知られてゐない當時二萬に上る客を誘致したのは千里山空前の盛事で、財界、實業界其他各方面の人士を招待して積極的に本學に縁つけたのだから、そのサービスには寢食を忘れて活動したものである。

現在ではさうした苦心も忘れて年中行事として雜作なくやり得る事は大學の組織が統制化され訓練が行届いた證左で非常な進歩である。今尙大學祭が年々盛大に舉行されてゐると云ふ事は衷心より嬉しく感じると共に轉た懷舊の情に堪えない。(文責記者)

昭二大商 中尾英一

謹啓 時下秋冷之候母校慈々御隆盛學長始め皆様御清榮之段奉賀候、陳者來る十月十七日母校記念祭御舉行の趣、卒業後紀南の鄙地に生活する身の母校の發展——スポーツに、學術に——量的に質的に目まぐるしくも伸張する姿に過去の在校中の涙ぐましき血涙の跡をせまらに回顧して思ひ半に過ぐるもの有之候、伸びよ、榮へよ、母校！感想の一端に候。

教授 新町徳之

拜復「大學祭」第一回開催以來本年は第十回に相當

致候由にて私にもその感想、その回顧を洩らせとの御事難有諒承仕候、十年一昔と申し「大學祭」も回を重ね年々を閉みする毎に自然にそのみづからの本質を發揮致し徐ろに進展の姿相を示し得たるは御同慶の至りに存じ上げ候、然かは申候も私は寧ろ我「大學祭」が大大阪の年中行事として將た關西大學發展史上の一事業としての將來性と向上性に最大關心をよせて居る者の一人にて候、願はくば我「大學祭」の前途に祝福あり榮光あれよと祈り心になる位にて候。草々不宣

昭六大法 小林榮一

學生生活を通じて思出深きものは大學祭だ、この大學祭が大阪になくはならない名物になつてしまつた事を偉大な誇と思つてゐる。それだけ關大グループの偉力が潜在するからだ、何時も關大の二字に幸福を感じてゐる。

助教授 森川太郎

大學祭に集ふ人の數が年々に増加し、全學と云ふより寧ろ學の内外を擧げて渾然融和の氣分が、回を重ねると共に高揚されて行くやうに思はれます、誠に同慶の至りです、と同時に此氣分を一層洗練されたものとし、色々な催物にも學園の品位と潑刺たる學生々活の生氣とを更にも躍動させ度いものと思ひます。

昭七大法 松葉徳三郎

(大阪基督教青年會)

不肖母校在學中は陸上部選手の一員として第一回より第六回迄參加し幾多思出多き大學祭を滿喫した。當時大學祭を迎へる度毎に希願したことは學内に大體育館と水泳プールの建設である。歐米諸大學にてジムネージウム・プールを有せざる時代遅れの大學は探しても無い、大學祭は學園紹介の爲の一種のデモンストラーションである。本學の運動界に於ける名聲の赫々たるは自他共に許すところ、本學創立五十年を記念し次回大學祭迄に數千學生の待望する大體育館、プールの建設を希ふ。

昭四專法 青木太郎

(滿洲電信電話會社奉天管理處)

第一回大學祭に參加し、第二回、第三回と役員に任命され、つづさに大學祭を無事遂行するために人知れぬ苦勞をし、且言ひ知れぬ快感に酔ふた當時を回顧して轉た感慨無量のものがあります。昭和二年の盟休事件も大學祭を口火として起りその間の實狀を知る者の一人として今母校の隆々たるを觀、益々母校の發展を祈るや切なるものがあります。大學祭の眞意義を再認識せられて其實在價値を益々發揮せられん事を祈ります

昭七大經 野口綱榮

(實業之世界社關西支社)

秋爽颯々なびく麗かな日千里山學園に巡り來る年中行事大學祭も早や十週年になると聞く、自ずと湧出する思出は懐しくもあり感慨無量に盡きる。

この歴史的意義をもつカーニバル祭の第一の前奏曲は確か新人生だつた頃でエデュケーション エクステンション並びに學術講演會が恰かも往事アルトグリースのソフイストがボブラの綠陰に、自然哲學を説き文化の街頭進出を試みたのと類似してゐる。

斯くて「學の實化」の具體化は燦然と輝やく原頭に第一回大學祭の巨砲を放ち、數萬の觀衆の銃練されたる學魂は千里山名物土人踊の音頭高くタイアツプシ。光輝ある五十年の學園史に一頁を刻まされたものだらう。

兎角、俗化し易い「精神の貴族」てふ怪指から脱脚し、やがて對社會へ押出される「未來の青年」にとり明日への準備として大學祭の存在をも意義あらしめたと思ふ。

木戸卯之助

五十年式典準備委員會幹事

早や十年も過ぎた、當時を追憶して纏つた事は書けません、一二記憶に残つた事を記します。大正十五年に大ケランドが建設されましたが、學校敷地内にケ

大學祭の思ひ出

ラウンドのある學校は誠に少なく、殊に關西方面では我が校が唯一つあるのみで約一萬坪に近いものが完成しました。之の完成を記念すべく大運動會を催して學校行事としたい當局の考へから之に適當な名稱を附けたいと種々協議をせられ、遂に大學祭と命名されました「祭」と云ふ字をつけるのはなんだかおかしく、學校としては相應しからぬ感じを持つてゐましたが、今日から見れば寧ろこれが一般への先鞭をつけた指導者の様な感じがして、其の後何處の學校でも記念祭とか何々祭とか必ず祭をつける様になつた、世相と云ふものは妙なものだと思はれます。

そこで最初の大學祭は當局を初め職員學生一同の熱心な寧ろ熱狂的に仕事に従事した事は今日から見ても比較にならぬ程です。毎日午後十時過ぎでないと歸れぬ程準備に熱中したものです。尤も第一回のこの祭がどれだけ將來に因縁つけられるかの皮切りであるから皆の熱狂振りも無理からぬ事でした。それでもどうかと思つた當日の觀覽者が數萬人もあつたので全く豫想外でした。次年度の如きは閉會後多數の觀覽者が下シ／＼停留所へ押し寄せて來て新京阪電車の運轉系統を滅茶滅茶にした例もあつた程で、大阪全市が我が大學祭を如何に期待したかを窺はれました。かう云ふ有様であつた爲め血の若い學生達は趣好とか催し物に益々嶄新なものを研究して名聲を揚ぐるに工夫をこらし

或時の如きけ却つて醜劣なものに陥り易い事をする様な事を考へ出したりした事もありましたが、今日では夫々組織が整備され和親協同の上に我が大學祭としての形實共に眞價ある行事を舉行される様になりました事は何より喜ばしい事でありませう。將來益々模範的行事として我が大學の發展を切望する次第であります

昭八大法 佃 宇兵衛

(大阪市水道部庶務課)

大學祭を思ふ度に學園生活がなつかしい、血が湧き立つ思ひだ、若人のすべてを吐露して青春を謳歌する祭だ、私にはその時代の色々の立場を踏んで來た愉悅に浸つた事人知れず苦惱に捉はれた事、一切は皆過去の美しいヴェールにまつまれた慕はしい追憶の一つになつた。

大學祭は學園生活の人々と社會人の連鎖に於て、社會學や經濟學、又法の精神に於てとか、色々學的には一つの研究對象となり、思惟され、考察され、理論づけられ、價値づけられ、發表される事等多くあるが、その方面は學者に委せて置く。

大學祭は學園が社會にアツピールする殿堂だ、金字塔だ、オリンピックエードだ、神聖他もない、偶像化もない、古代化もなければ現代化も勿論超現代化もない、要は學園の生命、魂の表現だ、大學祭は學生が社會人に對し、大學祭そのものゝ發展性の動向を明示し、學園そのものゝ永遠の向上進歩を圖らねばならぬ。

學生

◎皇陵崇敬會(千里山)

第三次第十八回例會

七月十四日西大寺方面に例會を催す。大軌上六を後に西大寺で乗換へ、西の京にて下車、南部七大寺の一なる藥師寺へ三重の塔が白鳳時代の物語るかの如く寂然と立つてゐる。途を北にとり唐招提寺へ、之も七大寺の一である。約千二百年前の建物であり、特に經文及び寶物庫は奈良正倉院の如き様式であつた。それより垂仁天皇陵へ前方後圓の美しい大きい陵である。深に溝々とたゞへられた水に縁が映じてよい。西方の安康天皇陵へ、それより喜光寺の本堂を背景に記念撮影をす。菅原家發祥の地と云ふ碑を途の左に見て西大寺へ行く。相當に荒廢はしてゐるが昔をしのぶに十分であつた。途中コースを變更して先に平城天皇陵へ、そして佐紀の先輩溝邊氏宅にて茶を頂き、辨當を開く。それより平城天皇陵へ、磐之姫命陵へ、朝の暈が晴れて太陽が遠慮なく大地を照らす。神功皇后陵に行き守衛さんに井戸水をもらふ、正に冷水一滴、日千金と云ふべしだ。南の成務天皇陵、日葉辭姫命陵へ、そして最後に、孝謙天皇陵に廻づく。西大寺驛に行き一同元氣に解散す時に三時頃であつた。

出席者 田所先生、先菴寺島氏、三上 瑞山、奥

第三次第十九回例會
九月二十九日淡路島に例會を行ふ。午

前七時三十分集合。入時發の天女丸にて雲煙低迷せる天保山を後にした。某新聞社の招待客で一杯だ。海波靜かに愉快な船旅である。淡路の鳥影の見える時分には空も晴れて絶好の例會日和となる。十時半すぎ洲本に着く。夕自動車にゆられて一路福良町へ、約六里、所要時間約四十分、かへりの船待時間を利用して、天下の奇景「鳴門」を見物する。經十米程の大渦が白い泡となり音を立て、海底に吸込まれる有様、又吸込まれた水がむく／＼と盛りあがる様は見事でもあり、氣味悪い程でもある。福良より自動車の客となり、本日の目的地淳仁天皇淡路陵に向う。こもりと繁つた美しい陵である。恭しく陵前に廻づく、御陵を拜する時の心持は特別である。それより直通で洲本へ午後六時薄暮の空氣を通してドラが淡路の山々に木霊する。エンジンのひびきが身體にいやにししみ込む。築港に上陸したのが八時半頃一同元氣にて解散す。

参加者 關大佐、三上、徳山、佐々木 石田、奥

◎參陵會(専門部第一部)

參陵會設立以來の念願であつた多摩御陵參拜の計畫は今夏舉行された。七月十四日正午小林會長外數名の見送りを受けて日本郵船の榛名丸にて大坂港を出帆、海は靜かた翌日横濱港へ午後零時半に入港。それから八王寺を経て午後四時に多摩陵に到着した。一同陵前に廻づく神威は深く／＼感ぜられた。參拜後京王電車によつて故東郷元帥の墓に詣り、此頃太陽は西山に没し墓地は深き夕色に包まれてゐた。再び同電車で東京新宿に出で九段坂下の軍人會館に一泊、翌日午前五時

に起床して屋上より皇居及び伊勢神宮遙拜の後、新宿御苑拜廟に行く、庭園はフランス式、日本式の二つの庭が巧みに配置してあつて見る者をして讚歎せしむる。次いで明治神宮參拜後、寶物殿、繪畫館を見乃木神社に參詣して午後一時に二重橋の前に到り遙拜の後、泉岳寺、三越、上野公園、淺草觀音堂、震災記念堂、最後に靖國神社に參つて計畫通り今日のコースを終へ、軍人會館に歸つた、三日間の旅もかくして一同非常な元氣でおくり此處で自由解散をする事となつた。

参加者 河村先生、吉本先輩、中岡 (九)、中岡(保)、大野、青木 小石、緒方、山本、林の諸君 (林部)

第十七週皇居及大廟遙拜

七月一日 (月) 参加者十六名、三日(水) 参加者十二名、五日(金) 参加者十名。

第十八週皇居及大廟遙拜

七月八日 (月) 参加者十六名十日(水) 参加者十名

第十九週皇居及大廟遙拜

九月十六日(月) 参加者十三名、十八日(水) 参加者十五名、二十日(金) 参加者十一名。

◎基督教青年會

六月十五日大阪YMCAクラブ室にて主事奈良先生の講話を拜聽す。先生は歐米留學生の體験を以て、青年の傾向を論じ且進むべき経験を正しく指示された。六月十六日先輩森田正治氏宅に於て開催、各自の體験を語り、基督者學生たるの本分を盡す可く期す。

六月三十日、十六日の決議により北大阪福音教會に於て夜八時より第四回學外傳道會を開催、講師左の如し。

「吾も汝を罪せじ」 學法二 尾崎政明

「基督者とは？」 專經三 神田 考
「體験を語る」 專商三 緒方 兄
中の集會であつたが恵まれた傳道會で該教會教師黒岩先生より感謝を受く。

七月三十日、櫻井牧師宅にて家庭集會を持つ。牧師の奨励の下に、開會讚美歌合唱祈禱の後聖書朗讀更に各自の感語があつた。

八月一日より三日間大阪ウイミナ女學校に於て十七回男女夏期學校が開催され、本學YMCAより東、尾崎、木下、木田、先輩森田出席す。

八月二十四日前回の家集會の中合せにより二十四日より二十五日早朝に至る迄夏期修養を開く。所は能勢のテント村で俗塵を洗ひ落し、聖書の研究、讚美歌練習、祈禱の精神等を學ぶ。

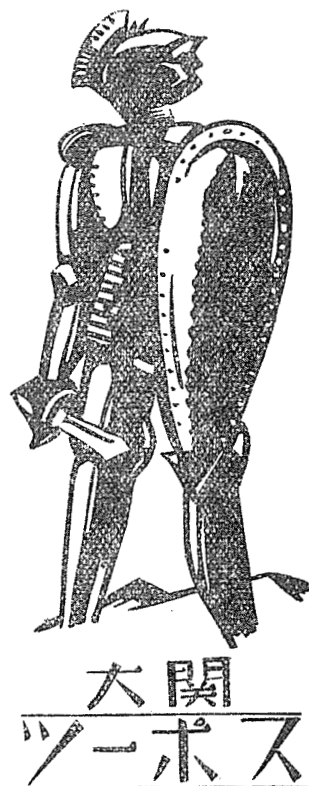
尙七月十一日より十六日迄若屋松帆浦の關西學生YMCA聯盟に尾崎、木田参加、十七日より二十三日迄の御殿場東山莊の全日本學生YMCA聯盟キヤムプには尾崎参加す。

本年度學生部役員次の如し。
木下、尾崎、石原、東、木田。
卒業生部役員
櫻井、森田、溝淵、西田、宮地、太田 蜷木、増田

所屬教派は福音、日基、聖公會、組合メソジスト、單立自由基督教會の諸教會である。

九月二十一日夜七時より旭區生江町の溝淵先輩宅にて家庭集會を開催す。溝淵氏司會の下に讚美歌合唱聖書ルカ傳朗讀宮地森田兩先輩が大風水害一週年回願を語られ、新潟縣新發田町大火に際し、學部法律科卒業太田正夫牧師宛に、當夜席上貳圓餘を集めて送る。

九時より座談會に移り談笑裡に失敗談や珍談を語り合ひ十時散會。



◆庭球部

全日本學生大會 於東京田園クラブ

九月三日、ダブルス優勝試合

高橋(慶) 6-2 藤井(關) 1-6
村上(大) 6-3 倉光(大) 6-3

九月四日、シングルス優勝試合

倉光(關) 8-6 藤倉(大) 5-7
6-4 6-6 6-2

關西選手權大會 於甲子園コート

九月十二日、シングルス准決勝

倉光(關) 6-3 川村(學) 6-4
6-0

ダブルス准決勝

木下(關) 9-7 藤井(關) 6-4
清洲(學) 8-6 倉光(大) 8-7

九月十五日、シングルス優勝試合

倉光(關) 6-3 戎(カジ) 5-7
6-2 6-2 (マヤ)

◆野球部

對エール大學

九月九日、於甲子園球場

關大 2 1 0 0 0 0 0 2 2 2 7
工大 0 0 0 0 0 1 0 2 0 2 3

關西六大學リーグ

九月十四日、於甲子園球場

對神戸商大第一次

關大 4 4 0 3 0 1 1 0 0 13
神大 0 0 0 0 0 1 0 0 0 1

九月十五日、於甲子園球場

對神戸商大第二次

關大 2 0 0 0 3 1 0 0 2 1 9
神大 0 0 0 0 2 0 0 0 0 0 2

九月二十八日、於京都市設球場

對同志社大第一次

同大 2 1 0 0 1 0 0 0 4
關大 0 0 0 1 0 1 0 1 4

九月二十九日、於京都市設球場

對同志社大 二次

關大 2 2 0 1 1 0 0 2 8
同大 0 0 0 0 0 0 1 0 1

對滿洲國野球團

十月二日、於甲子園球場

關大 0 0 0 0 0 0 0 2 0 2
滿洲 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

◆卓球部

對同志社大學

九月二十四日、於同志社

關大 11-8 同志大

◆籠球部

關西學生秋季リーグ 於甲子園室内

九月二十一日

京大 33 (17) 20 29 關大

九月二十二日

京大 46 (22) 21 38 關大

◆ホッケー部

關西學生リーグ

九月二十四日、於神商大グラウンド

關大 7 (3) 1 1 神戶商大

◆拳闘部

對慶應大學 於中之島中央公會堂

九月七日 (○印勝)

關大 度大

香取 フライ級

平岡 ○三回 野田

森川 TKO 三枝

濱日 判定 ○廣川

倉橋 引分 堤

飯野 フェーザー級

南 KO二回 佐藤

飯野 判定 ○早川

關本 KO一回 松本

白井 ウェルター級

關本 KO一回 謙谷

馬術部

三都對抗馬術

九月二十八日、於京都練兵場

關西學生 148-280 關東學生
關西學生 380-410 京都學生
關東學生 80-280 京都學生

(點數は失點數)

對京 35 9 12 15 不 13 2 53 10 111 20
對東 5 28 36 8 24 10 4 6 25 2 不 148 280

關西 聯盟(關大) 關大(關大) 關大(關大)
學乘(高關) 高關(高關) 高關(高關)
井有登宮 小龜 金嬉 中熊 淺計

漕艇部

全日本選手權關西競選

九月八日、於滋賀縣瀬田川鐵橋下

エイト准決勝

A組、一着(三高) 二着(同志社高商)
B組、一着(關大) 二着(大阪商大)

エイト決勝

一着(關大) 5分37秒、二着(三高)

全日本學生選手權大會

九月二十二日、於尾久荒川

1 (6分34秒5) 早稻田大學
2 (7分5秒0) 關西大學

水上競技部

關西學生大會

九月八日、於寶塚プール

二百米リレー
二着(關大チーム) 八百米

二着(山岸) 三着(上野) 四着(柴田)

三百米

三着(服部) 二百米平泳
三着(有井) 四着(中村) 五着(八木)

二百米

二着(服部) 三百米混纏泳
二着(關大チーム) 百米背泳

二着(中西) 三着(山田) 四百米

二着(山岸) 四着(上野) 八百米纏泳

二着(關大チーム)

得點、(關學大) 107 (關大) 77 (同大) 46 (立命大) 21 (神商大) 14

陸上競技部

關西學生對校

九月二十一日、於甲子園南運動場

砲丸投決勝 百米決勝 戸上

1 (11秒1) 谷口 2 (11秒3) 川手

1 (52秒5) 中島 2 (52秒5) 藤枝

5 千五百米決勝 中牟田

2 (4分29秒8) 小西 6 川田

1 (44秒9) 關大チーム(小椋、福田、戸上、川手)

5 (6米43) 福田

1 (1米81) 近藤 2 (1米70) 木本

3 (36米39) 藤柯 6 (28米21) 長尾

2 (16秒2) 福田 4 小椋

2 (3米40) 山崎

1 (58米38) 長尾 2 (51米47) 戸上

三段跳決勝

2 (13米33) 小倉 3 (13米27) 福田
5 (13米05) 戸上

3 川田 4 井關

2 (33米11) 長尾

1 (59秒3) 福田 3 中牟田 4 小椋

1 (2分7秒) 藤枝 3 小西

3 川手 4 中島 6 谷口

1 (3分38秒) 關大チーム(中島、中牟田、小西、藤枝)

得點順位 1(關大) 2(京大) 3

(關學大) 4(立命大) 5(同志大) 6(浪高) 7(大商大)

蹴球部

神宮蹴球競選

九月二十二日、於神戸市民運動場

關大俱 5 (3-0) 湯淺

九月二十三日、於神戸市民運動場

關學大 4 (2-0) 關大俱



【新刊紹介】

和田于一博士の

「夫婦財産法の批判」について

木村 健 助

本學講師和田于一博士は最近「夫婦財産法の批判」と題する著書を公にされた。本書は博士の「夫婦財産法の研究」といふ目下印刷準備の著述の一部をなすものであつて、その最終冊に予定されてゐるものである。しかし本書だけで勿論一つの完成した著作と見ることができ、その分量から言つても優に菊判八百五十頁に餘る大著である。

本書の内容をこゝに極めて簡略に紹介しやう。先づ第一章を總説とする。各國立法例における夫婦財産法が大多数は法定財産制と契約財産制を並認し、第一次に契約財産制を適用し、第二次に法定財産制を適用するものであることを説き、夫婦財産制に關する立法上の問題は頗る多いが、先づ夫婦財産契約の研究と、法定財産制として行はれておる諸種の典型的夫婦財産制

の利害得失の研究と、契約財産制と法定財産制の兩者並認の可否の研究が最も必要であるとして、本書はこれらの問題を檢討することを目的とすると述べられておる。

ついで第二章は契約財産制に關する批判とする。その第一節を夫婦財産法定主義と最少効果主義と題し、夫婦財産法を全然否定する主義の採るべからざること論じ、更に立法主義として之に最も近き最少効果主義即ち婚姻の財産的效力を最少限度に制限せんとする主義について説明し、この主義の歸するところは別産制採用であると述べられておる。第二節は地方主義と統一主義と題し、地方主義によつて主張される論點を一々檢討した結果統一主義を採るべきことが明かにされておる。第三節は法定財産制と契約財産制と題し、各國立法例が法定財産制を法定財産制と並立せしめることの可否を研究し、兩制並認反對論に對して一々その論據を檢討し、立法上の理想としては法定財産制を完備して契約財産制を不必要ならしめるにあるが、それは事實上困難であつて結局並認主義の便宜にして妥當であることを認めざるを得ないと説かれておる。第四節は夫婦財産契約に關する立法上の諸問題と題し、その第一款に夫婦財産契約の意義は法典に明定すべき必要あることを、第二款に夫婦財産契約の當事者は原則としては婚姻當事者に限るが、例外として第三者も

契約當事者となし得る必要があることを、第三款に夫婦財産契約締結の時期は婚姻前のみに限らないで婚姻後にも之をなし得るものとすべきことを、第四款に夫婦財産契約の變更廢止は婚姻後においても許すべきものであることを、第五款に夫婦財産契約の方式を嚴格に定むべきことを、第六款に夫婦財産契約の效力は無條件に發生せしむべきであるか又は若干の制限を加ふべきであるかといふことを、第七款に夫婦財産契約の内容如何といふことを詳論し、第八款に我が國に於て實際締結せられたる夫婦財産契約の實例を擧げその登記數、利用數、内容について説明されておる。

第三章は典型的夫婦財産制の批判にあてられておる第一節を總説と題し、如何なる財産制を法定財産制とするが妥當であるかといふことを問題とし、財産制の典型が列擧されておる。そして以下各節にこれらの典型的財産制の一つ一つにつき詳しく批判が加へられておる。即ち第二節を財産併吞制とし、その制度を説いてその不合理を論じ、第三節を財産統一制とし、この制度が併吞制より一步を進めたもので管理共同制に近いものであると論じ、第四節を共産制とし、その第一款に共産制總論を述べ、その意義目的を明らかにすると共にこの制度における共同財團の法理的構成を解明し、つづいて更に共産制を細論して第二款に一、般共産

制を、第三款に繼承的、一般共産制を、第四款に動産所得共産制を、第五款に所得共産制を、その各々の法域長所・缺點について論じ、第五節を管理共同制とし、第一款に總説を述べ、第二款に名稱を明らかにし、第三款に立法史及び立法例を説き、第四款にその長所、第五款に缺點が論ぜられておる。第六節を嫁資制とし嫁資の解説から嫁資制の立法史及び立法例を述べその長所と缺點を論じ、第七節を別産制とし、その第一款に總説を述べ、第二款に名稱を明らかにし、第三款に立法史及び立法例を説き、第四款に別産制に對する非難の多く當らないことを説き、第五款に別産制に關する立法上の諸問題即ち婚姻費用の負擔、債務の負擔、夫に對する妻の財産の管理の委託、妻の家政管理權、所有權の推定、財産目録、妻の無能力、別産制と剩餘共産制、別産制の補助制定を詳論し、最後に第六款を結論として改善されたる完全別産制が主張されておる尙附録として第一に主要参考文献を詳密に列擧してあるが、それは殆んど網羅的であると言へるだらう。第二に夫婦財産契約登記の實例として我が六大都市における七十一例を擧げ興味ある實際が示されておる。

本書はいはゆる比較法學上の一つの推賞されるべき業績であると思ふ。元來夫婦財産法そのものは身分法に屬し且又財産なのであるから、その理由でこれが批判

は先づ相當廣い視野において行はねばならぬといふ困難がある。その上に各國財産法の史的發展はかなり複雑であるしその現狀はまた随分多様である。そこでこの制度の比較法學的の研究の困難がある。しかし又それだけに困難を越えてなした勞作に敬意が拂はねばならぬであらう。本書はそのやうな意味の比較法學的の研究の少い我が法學界に大きな寄與を爲すものであらうと思ふ。殊に今日我が國では親族相続法改正を目前に控へ、就中夫婦財産法は相當大改正を加へられやうとしておる際に、この啓發するところの多い「批判」の現はれたことは甚だ有意義なことである。

博士がかねてより特に夫婦財産制度について研究されておることを聞いて、早晩これに關する立派な著作の出るであらうことを期待してゐた。今度の著書が出版されたのを見て、果してその努力のこめられた大著

佐伯三郎教授著

「世界商業史綱要」

矢口孝次郎

古代より最近に至るまでの世界各國に於ける商業並びに商業組織の發展を平易に系統的に且つ組織的に叙述する——本書序論——と云ふ事は云ふまでもなく極

述であることに感服し、更にこれが博士の豫定されておる著述の——最も重要な部分であらうけれども——一部分であるといふことを知つて讚嘆に堪へない。しかも博士は現に大阪控訴院部長の繁忙な職におられる餘暇を以てこの特殊研究をされたのであるといふことを考へて見ると、一層その容易でない努力の盡されたことを感ずる。丁度今から十年前に博士が「婚姻法論」を著されて以來、同じく婚姻制度に興味をもつわれわれは博士の著書論文によつて教へられたことが頗る大きかつた。今またこの「夫婦財産法の批判」によつて裨益されるところが甚だ多い。われわれは更に「夫婦財産制の研究」が大成してその全編が一日も早く發表されんことを切望する。

(大阪・大同書院發行・定價六圓)

めて困難なる仕事である。それには先づ歴史的事實に對する充分なる理解を必要とし、その事實の發展的關聯、その中に於ける個々の事實の有する歴史の意味等に對する組織的な見通し——理論を必要とする。かかる前提を有する事によつてのみ世界歴史の叙述は可能となる。然も平易に叙述すると云ふ事は、時にはその事によつて理解を不充分ならしむる危険もある事とて、技術的に却つてかなりの困難を伴ふ。然も筆者に

本書を一讀して、著者の企圖する所が美事に達成せられて居る事を見出した。

さて本書は「商業即ち人類の物質的生活に充當せられる財貨の交換配給並に交換配給に必要な諸組織の進歩發展は歴史の推移を辿つて跡付けん」とするものであつて、次の構成をもつ。先づ理論的部分としては「商業史の基本觀念」の題下に、「商業の意義」「商業史の意義目的及範圍」「商業史の階梯及び概説」を論じ、續いてその各階梯、即ち「商業發生時代」「商業發展時代」「世界商業勃興時代」「世界商業發展時代」及び「世界大戰及びその後に於ける商業狀勢」を叙述する。著者が本論の論述に先んじて商業歴史全般の研究に關する理論を附加せられたる事は、從來本邦の商業史の勞作に於いて比較的に閑却せられたる點を補ふものであると共に、また本書の存在數を主張し得る一つの特長ともなる。筆者もこの部分に就いて教へらる所多かつた。著者が商業の意義に關して著者の謂ふ所の歴史學派の立場をとり、抽象學派の立場を排して商業史上に於ける商業の意義は歴史的範疇に於いてのみ把握し得る所の歴史的存在であるとす點は、當然の所説とは云ひ乍ら、その叙述によつて理論と歴史的概念との關聯を分明ならしむる事に於いて興味深く感ぜられた。さり乍ら第二款に於いて商業史の意義、目的範圍、方法等に關して、一般史——經濟史——商業史

の系列を單に全體と特殊との關係より規定し、單に一般史學の方法を特殊化して適應せんとする事はあまりに機械的に過ぐる感なきにしもあらずである。逆の觀點よりするならば、一般史は必ずしも特殊史の綜合或はそれよりの歸納の上に成立するものではない。また商業史そのものに於ける一般性特殊性に關する理論に就いても若干疑なきを得ない。

次に各階梯の叙述に就いて見るに、その各々の具體的特殊問題の説明に先んじて、各時代の總説をかゝげたる事は、本論と理論の部分との組織的關聯を理解し易からしめ、他方には續いて叙述するゝ具體的特殊問題に對する見通しを與ふるものであつて、これによつて本書の企圖する所の一端が實現され得たものと思ふ。また個々の問題に就いては、著者が絶へず全體的發展との關係に關心を持たるゝ事が察知し得るのであつて專攻に非らざる讀者をして、歴史的叙述に有勝ちな事實の昏冥の中に迷はしむる事が避けられて居る。この事に就いても筆者は本書より多くの示唆を得た。然し乍ら他面叙述の中に術語——主として英語の使用に關して慣用語として如何かと思はるゝものを度々散見したのは遺憾である。例へばキリスト教(八三頁)商業資本主義時代(八九頁)産業資本主義時代(九二頁)また莊園經濟(一七一頁)生産方法(三二七頁)その他の英譯語がそれである。また産業革命に先行するも

のとしての商業革命に就いて、その用語によつてこれを説明したる者なしとする事も如何かと思ふ。(例へばナイト・バーンズ・フリーユール共著の歐洲經濟史參照)勿論筆者の散見したるこれらの諸點は、全體として見たる優れたる内容に記すれば、とるに足らぬ點であるかも知れぬが、實にかゝ事實によつて時に讀者の誤解を招く懼があるのである、そのために筆者はそれから文字通り些々たる點であつて、本論そのものには何等の關聯なき事を附言して置かねばならない。

商業史に關する全體的の適當なる著述の僅少なる學界に、本書の如き優れたる勞作を提供せられたる著者の努力は實に多とすべきであつて、廣く江湖に紹介される可き勞作と思ふ。筆者はその意味に於いて、且つ著者に敬意を表すべく及ばず乍らこゝに紹介の筆を執つた次第であつてこれよつて四八〇頁に餘る本書を批評せんとするものではない。

蕪雜なる言が本書の眞價を取つくる如き事あらば、そは一つに筆者の言に足らざる事による。切に著者に謝する次第である。(甲文堂・三、五〇)

校友名簿並に學報に就いて

一、校友會員名簿は基金制（一時拂金參圓也）に依つて發行して居ります。昭和十年版名簿は來る十一月下旬、遅くとも十二月月上旬に刊行します。此の際至急御申込下さい。

二、學報は年額壹圓であります。校友諸賢の御購讀を切望致します。

昭和十年十月 關西大學學報局

申込書

一金圓也

學報維持費（自昭和至昭和）
校友會名簿基金
年月日

No. 右金額相添へ申込候也

昭和 年 月 日

氏名

關西大學學報局御中

明治 大正 昭和

年 學部 專門部

科卒業

- 一、勤務先
- 一、現住所

——第十五頁よりつゞく——

志を有せば、兵刑は均しからずして一になる。又名をして實に垂かしめぬ様にする。實亡びて名のみ存するなんかは最も害がある。形は強大なるが様に見えて權は他に歸してゐる様な國は國でないで、名存して實亡んでゐるのだから、之を正さねばならぬ。これ等の事は皆近隣聯盟の覇主の力に頼つて行ひ、公道を天下に行はうと云ふのである。正に春秋の義に依つて王道を行はうと云ふのである。是の如き雄大なる經世論策がその該博なる學術より出で、早くも四十年前に唱へられたのは驚くべき卓識であつて、現時内外の世局の情態に省みて思ひ半ばに過ぎるものが有らう。畢竟先生は迂濶なる儒家者流ではないのだ。

固り先生は又數多の注釋書を出刊せられた。訓詁の精、釋義の確、校字の正、學界に裨益多きは世の知る所である。又啓蒙の著書も數多く、倫理を説き文學を勸めて親切を極めてゐる。若し夫れ詩文に至つては、頗る豊富ではあるが、虚華にして實なきものは一も有る無い。以て先生の志を見るべきである。

余は父の命により幼より泊園書院に學んだが、不敏の性は今に至つて何の成す所もない。圖らずも本紙編輯者の請ふに任せて泊園兩先生の畧傳を草する至つたが、吾生や晩くして聞く所周ねからず、遺漏の罪は免れ難からう。況んや明りに

兩先生の學術を揣摩して誤謬の多からんを恐れる。先賢諸賢の糾正謹れ祈る。

以上は先生の墓誌、竹林貫一編譯學者傳記集成、新舊泊園誌、先生の所著及び黃坡先生宇田敏子刀自から承る所によつて書いたものである。（終り）

投稿のつとめ

- ▲校友會支部、學友會各部の情報は時を移さず至急御報告下さい
- ▲校友諸氏の住所、職業等の異動並に開業、著作出版等の節は詳細を是非御一報下さい。
- ▲原稿締切毎月二十八日、締切後は翌月廻し。
- ▲原稿の取捨は御一任下さい。

大正十一年六月十五日創刊
昭和十年十月十日印刷
昭和十年十月十五日發行

不許複製

編輯人 神屋敷 民藏
印刷所 谷口印刷所
發行所 關西大學學報局

大正十一年六月十五日創刊
昭和十年十月十日印刷
昭和十年十月十五日發行

大正十一年六月十五日創刊
昭和十年十月十日印刷
昭和十年十月十五日發行

關西大學 研究論集

第一號 (昭和九年十月發行)
 第二號 (昭和十年二月發行)
 第三號 (昭和十年六月發行)

定價 各 壹圓
 送料 十錢

發賣所 甲 文堂書店

大阪市東淀川區長柄中通
 振替八二五二〇番

近刊豫告

第四號 (昭和十年十一月一日發行)

- ニユーザンスの概念に付て……………教授 本莊鐵次郎
- 英國衡平法の概念及機能……………教授 安藤光
- 本邦經濟主體に反映せし佛敎思想と其現象……………教授 賀來俊一
- 貨幣の供給に就いて……………助教授 森川太郎
- 世界經濟構造の變化と景氣變動……………助教授 中川庸太郎
- マックス・シェーラーに於ける善の問題……………教授 武内省三
- 義門の活用……………教授 飯田正一
- 研究について……………教授 飯田正一

第一號 目次

王道の意義を検討して皇道の法理的考察に及ぶ (仁保龜松) 社會及社會學論の體系形態 (岩崎卯一) 權力の構造 (大山彦一) 都市計畫 (森下政一) 特別市制論 (中谷敬壽) 貨幣的景氣變動論 (武田鼎一) 連鎖店組織に就て (加藤金次郎) ロシア東方政策の地政學的吟味 (中村良之助) カントの歴史哲學 (片山正直) ハーデイと婦人問題 (内多精一) ウォルト・ホヰットマンの詩特に "Young Men" に就て (田邊清市)

第二號 目次

倉庫寄託契約論 (野村次夫) フランス法に於ける内縁 (木村健助) 貨幣の主觀的價值並に其の決定に關する考察 (正井敬次) 我國に於ける陸運事業の統制問題に就て (河村宜介) 國民主義の基礎問題 (古川武) カール・ディールの社會法的經濟學 (赤羽豊治郎) 平均値論 (河村信一) 佛敎に於ける社會的實踐 (三枝樹正道)

第三號 目次

日本憲法特質論 (吉田一枝) 私法法規の時間的適用範圍に關する一考察 (西村信雄) C. I. P. 賣買に關する英法的解釋と其實務的考察 (賀屋俊雄) 西歐封建社會の構造 (矢口孝次郎) 企業經營能率の測定 (西村勝太郎) Aldous Huxley に於ける「不純粹」と眞實 (堀正人) 楠公精神の展開 (新町徳之)

關西大學學報 第三百三十三號 (昭和十年十月十五日發行)

文 信 社 編 輯 部 編

法 律 經 濟 模 範 便 覽 叢 書

三六版 六號活字 各冊300頁內外 定價80錢

破	警	哲	法	民	民	刑	財	經	國	刑	刑	手	海	會	商	戰	平	親	債	債	債	物	物	民	行	行	帝
產	察	學	學	事	事	事	政	濟	際	法	法	形	商	社	法	時	時	族	權	權	權	權	權	法	法	法	國
法	法	概	通	訴	訴	訴	學	學	私	各	總	法	保	法	則	國	國	相	法	法	法	法	法	總	各	總	
便	便	論	論	法	法	法	學	學	法	論	論	及	險	法	商	際	續	各	各	各	各	便	便	則	各	各	
覽	覽	便	便	便	便	便	便	便	便	便	便	小	法	便	行	公	法	法	論	論	論	論	便	便	便	便	
				(下)	(上)						切	便	覽	覽	覽	覽	覽	(下)	(上)	(上)	(下)	(上)	(上)	(上)	(上)	(上)	

文 信 社 編 輯 部 編

答 案 法 律 模 範 解 題 叢 書

三六版 各篇300頁內外 布製 定價各冊1,10錢

岩	岩	會	推	戰	遠	遠	財	小	水	商	經	小	刑	板	刑	山	行	副	副	橫	橫	橫	橫	橫	橫	副
本	本	社	津	時	藤	藤	政	林	口	法	濟	林	事	倉	岡	岡	島	島	田	田	田	田	田	田	島	
學	學	學	學	國	國	國	學	博	博	博	博	博	博	博	博	博	博	博	博	博	博	博	博	博	博	
士	士	士	士	際	際	際	學	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	
監	監	監	監	公	公	公	解	監	監	監	監	監	監	監	監	監	監	監	監	監	監	監	監	監	監	
修	修	修	修	法	法	法	題	修	修	修	修	修	修	修	修	修	修	修	修	修	修	修	修	修	修	
				解	解	解	題																			
(下)	(上)	題	題	題	題	題		題	題	題	題	題	題	題	題	題	題	題	題	題	題	題	題	題	題	

關 西 發 賣 元

株 式 社 會

大 同 書 院

大阪市北區曾根崎上三丁目八番地
電話北1653. 5752. 振替大阪31972.